

平成28年12月定例会
文教福祉常任委員会会議録

招 集 月 日	平成28年12月 2日(金)
会 議 場 所	川里農業研修センター 第3会議室
開 会 日 時	平成28年12月 2日(金) 午前 9時00分
閉 会 日 時	平成28年12月 2日(金) 午後 2時19分
委 員 長	野本 恵司
委員会出席議員	
委 員 長	野本 恵司
副 委 員 長	矢島 洋文
委 員	加藤 久子 竹田 悦子 田中 克美 潮田 幸子 芝寄 和好
欠 席 委 員	な し
議 長	
委 員 外 議 員	
傍 聴 者	な し

議 題

議案番号	議 題 名	審査結果
第 9 1 号	鴻巣市在宅重度心身障害者手当支給条例の一部を改正する条例	原案可決
第 9 2 号	鴻巣市ひなちゃん子育て応援基金条例	原案可決
第 9 3 号	鴻巣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	原案可決
第 9 8 号	平成 2 8 年度鴻巣市一般会計補正予算（第 4 号）	原案可決
第 9 9 号	平成 2 8 年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）	原案可決

委員会執行部出席者

(福祉こども部)

福祉こども部長	瀬山 久江
福祉こども部副部長	吉田 隆一
福祉部参事兼福祉課長	春山 一雄
こども未来課長	岩間 則夫
保育課長	永野 和美
保育課副参事	佐々木晴美

(健康づくり部)

健康づくり部長	根岸 孝行
健康づくり部副部長	小沢 信吉
健康づくり部参事兼長寿いきがい課長	
	高木 啓一
健康づくり課長	齊藤 隆志
健康づくり課副参事	清水 恵子
スポーツ健康課長	細野 兼弘
国民年金課長	関根 則男

(教育総務部)

教育総務部長	田中 潔
教育総務部副部長兼教育総務課長	
	村田 弘一
教育総務課副参事	川畷 利徳
生涯学習課長	岡田 和弘

(学校教育部)

学校教育部長	牧田 卓司
学校教育部副部長兼学務課長	
	服部 幸司
学務課副参事	大島 進
学校支援課長	池澤 道弘
学校支援課副参事	高野 葉子
中学校給食センター所長	大島 幸子
教育支援センター所長	松本笑美子

吹上支所副支所長	新井 巳代子
川里支所副支所長	松村 洋充

書記 篠原 亮
藤平 美由紀

(開会 午前9時00分)

(委員長) ただいまから文教福祉常任委員会を開会いたします。
委員会記録の署名委員を指名いたします。

加藤久子委員と芝寄和好委員にお願いいたします。

これより本委員会に付託されました案件の審査を行います。

本委員会に付託されました案件は、議案第91号 鴻巣市在宅重度心身障害者手当支給条例の一部を改正する条例、議案第92号 鴻巣市ひなちゃん子育て応援基金条例、議案第93号 鴻巣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例、議案第98号 平成28年度鴻巣市一般会計補正予算(第4号)のうち本委員会に付託された部分、議案第99号 平成28年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)の議案5件であります。これを直ちに議題といたします。

それでは、審査の方法についてお諮りいたします。初めに、議案について議案番号順に執行部から説明の後、質疑、討論、採決の方法を進めたいと思います。この方法で異議ありませんか。

(異議なし)

(委員長) 退席でよろしいですか。

では、暫時休憩いたします。

(休憩 午前9時01分)



(開議 午前9時02分)

(委員長) では、再開いたします。

初めに、議案第91号 鴻巣市在宅重度心身障害者手当支給条例の一部を改正する条例について執行部の説明を求めます。

(福祉こども部参事兼福祉課長) おはようございます。議案第91号の鴻巣市在宅重度心身障害者手当支給条例の一部改正についてご説明をさせていただきます。

今回の条例改正は、埼玉県障害者生活支援事業補助金交付要綱の一部が改正され、平成29年4月1日から施行されることに伴いまして所要の改正を行うものでございます。改正の内容といたしましては、在宅の障害

児（者）に支給する重度心身障害者手当の支給制限施設について引用する特別児童扶養手当等の支給に関する法律、障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令の変更があったことから改正するものでございます。なお、この改正による在宅重度心身障害者手当の支給対象者に変更はございません。

以上です。

（委員長）以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありますか。

（竹田）基本的には文言の改正も含めた条例改正になると思うのですが、この中で本文中の「収容されて」を「入所」に改めるということですから、確かに「入所して」のほうが適切な表現になると思うのですが、実際に入所している人たちの対象者に変更もないということでしたけれども、では実際に入所している方は鴻巣市内で何人おられるのかというのが1点目。

それから、施設に入所を希望しても入れない方もおられるのかなというふうに私は考えるのですが、入所待ちの方は何人おられるのかお伺いしておきます。

（福祉こども部参事兼福祉課長）児童福祉法に規定する乳児院ですとか、あるいは指定発達支援医療機関とか、そういったことで入所に関しては、これは中央児童相談所のほうの管轄となっております、こちらの施設に入所している本市の児童数については市のほうでは把握していないという状況です。したがって、またその入所できない待機者の方についても、同様にこちらでは把握しておりません。

以上です。

（竹田）把握しておられないということですね。ですから、待ちの人も把握していないということになると思うのですが、実際に今一番重度心身障がい者の人たちとかいう人たちの深刻な悩みとして、親が高齢化してくると、その行き先としてこのお子さんたちはどうしたらいいのかということで、結構相談も市にはあるのではないかというふうに思います。そういうところでは、相談件数とかというのは把握しておられ

ますか。窓口に来て、この子の行く末として親がいつまでも元気であるわけにいかないの、どこか入所させたいとかいう相談はありますか。

（福祉こども部参事兼福祉課長）重度の障がいをお持ちのお子さんを自宅で見られない状況、あるいは将来的に負担になっている方ですとか、親が高齢でそういった負担になっている方、そういった方については施設に入所させたいという希望もやはりございます。そういった方については、登録待ちという形で県のほうに申請をして、入所待ちをして、順番待ちをされている方についてはかなりの数いらっしゃると思いますが、何人ぐらい具体的にいるかということは、ちょっとこちらで今数字のほうを持っておりませんので。

（竹田）今後重度心身障がい者の人たちは、結局親が面倒見なければいけないわけで、その後ご兄弟とかいろいろなことで出てくると思うので、私ぜひ希望として、このくらいの人たちが相談をされていますということで、相談件数も含めてよくカウントしていただいて、それは何かという将来的な施設整備にかかわってくるというふうに思うのです。だから、将来的な施設整備をしていただく要望にもつながっていくと思うので、ぜひ窓口に来た相談件数などもよくカウントしていただいて、今後県とか国に要望していく、いわゆる根拠というかにもぜひしていただきたいので、大変でしょうけれども、相談件数などもカウントしていただくといいかなというふうに思うのですけれども、そういうお考えが持てるかどうか、ちょっとご確認をしたいと思います。

（福祉こども部参事兼福祉課長）相談、かなりの数来ていらっしゃいますので、そういった相談にいらした方については施設入所待ちの方について、希望されている施設をどこを希望しているかということについては、市のほうでも把握している部分もございますので、そういったことについては今後ちょっと記録等をつけながらカウントしてまいりたいと思います。

（福祉こども部長）ご質問いただきました障がい児、者の方たちの今後の行く末を御相談なさるとのことの中で、相談の件数をカウントということでお話がありました。実際に窓口にお見えになっている方につい

ては、もちろんそういう形でとることもできるとは思いますが、相談の支援事業所に、実際には在宅のサービスを使いながら生活しているのだけれども、実はそろそろ施設を考えなければいけないのだというようなご相談もあるかと思えますから、事業所に関してもそのお話を伺いながら、その実態を把握することはできると思えます。

それと、障がい者の計画と福祉の計画がこれから見直しの時期に入ります。そのときには実際にはアンケート調査というのでも出てまいりますので、そのことによって、やはり施設整備についてどうしたらいいのかとか、先ほど委員のほうからお話のありました国に要望しなければならないのかとか、そういう根拠についてもきちっと整理をしなければならないと考えております。

あと、直接窓口にそういった、グループでお話をしてくださいませんかということが年に何回か、何グループか直接お話を聞く機会もございます。そのときの状況も把握しながら今後の整備にも努めていきたいと思えます。

（竹田）とにかく親御さんたちの不安として、この子たちの行く末というのは本当に、親がいつまでも元気で健在でいればいいけれども、そういうわけにもいかないという実態の中に、例えば重度の障がい者の人たちが、入所しているだけではなくて、通所もしながら作業をして、作業所なども通っている方もいらっしゃると思うのです。その作業所の整備についても、例えば今あしたば第一、第二とか、ポプラ館とか、太陽の家とかありますけれども、今民間でつくっている場合には、もっと市の補助を出すとか、家賃が高くてなかなか運営が厳しいとかという施設もあったり、拡充せざるを得ないという施設なども出てくると思うのです。そういう点では、一番は運営をしておられるNPOの人とか、そういう人たちからも相談はあると思うのですけれども、そういう場合はもっと補助金ふやすとか、今私の相談を受けているのは、今手狭になったので、農地のところを貸してあげてもいいよという方がいるのだけれども、いわゆる農振地域なので難しいねというふうなこともあって、なかなか悩んでいるというご相談なんかもあるのですけれども、そういう場合は市

もできる限りご相談に乗っていただくことというのはできるのかしらという、ちょっとあれですけども、どうでしょう。

(福祉こども部長) ご質問の趣旨はよくわかりました。ただ、やはりそれは法令を遵守するというのが我々の仕事でもありますので、ご相談はその1点だけ、農地を実際に使うという問題だけではなくて、ほかにいろいろ展開する場合もあるかと思いますので、もちろん誠心誠意ご相談には応じさせていただくということが我々の方針でございます。

(潮田) 今竹田委員のほうから質問ありましたので、聞きたかったことのうちの幾つかは聞いていただきました。

1点、この重度心身障害者手当、1人5,000円の部分かと思えます。あくまでも申請主義ですから、本来の対象者と申請者が同じ数字ではないかと思うのですけれども、現在の対象となる方と、実際申請をしている方の数というのはどうなるのでしょうか。

(福祉こども部参事兼福祉課長) 在宅重度心身障害者手当の対象者が何人いるかということなのですが、今こちらに手元にある資料ですと、27年度の数字ですと1,586人という対象者がいらっしゃいます。そのうち申請していないからどのぐらいもらえていないかということについては、市のほうでは現在把握はしておりません。把握していれば、当然その方に対して申請するように促したりとか、そういったことはできるかと思うのですけれども、そういった未申請者に対しての把握は現在のところ市のほうではしておりません。

(潮田) 実際支給しているのは何人ですか。

(福祉こども部参事兼福祉課長) 対象者というか、支給しているのが1,586人ということです。

(潮田) 対象者ではなくて、これが支給者。

(福祉こども部参事兼福祉課長) そうです。金額にしまして、27年度の決算額で7,583万1,500円という状況です。

(潮田) そうすると、対象となる人というのも、これたしか在宅重度心身障害者手当支給条例第2条に対象になる方が載っていたかと思えます。それぞれの障がい別であったり、障害者手帳を取得していなくても、

これもらえる方というのもいるのかなということでしょうか。この第2条に規定してある数字の方というのは、これは手帳の交付をしているという部分では数字が把握できるかと思うのですけれども。

（福祉こども部参事兼福祉課長）支給対象者なのですが、そちらについては身体障害者手帳の1, 2級、療育手帳の○A、A、Bです。また、精神障害者福祉手帳の1級の所持者ということになっております。ただし、特別障害者手当あるいは障害児福祉手当、そういった手当を受給している方については対象から除くということになっております。

（潮田）そうすると、大体の数字は出るはずですよ。全体、本来対象者に対して支給者というか、申請して支給されている方がどのくらいの割合でいるのでしょうか。

（福祉こども部長）委員のご指摘の中で、こういう手帳を持っていらっしゃる方が何人いて、実際にはその方たちの中で何人申請しているかということでおわかりではないかということのご質問だと思います。ただ、先ほど申し上げましたように、いろいろな手当には該当しない方ということに省いている部分もあります。あとは重度の要介護高齢者手当、ですから年齢がいった方については、介護のほうで手当を受けていらっしゃる方もいるので、そういった方たちも除きますので、実質対象者を絞り込むというのは現段階ではできていない状況です。

（潮田）心配をしているのは、この制度を知らないがために申請をしていない人がいるのではないかということなのですかけれども、そういった心配はないのでしょうか。

（福祉こども部参事兼福祉課長）窓口到手帳を受け取りにいらっしゃる時に、障がいのガイドブックというのをお渡ししてしまして、こういった手当が受けられますよとか、そういったご案内をしていますので、漏れは恐らくないというふうにこちらでは考えております。

（潮田）少し外れてしまうのかもしれないのですけれども、障害者年金のほうになると、申請をしていない人が非常に多いというのがつい先日もやっぱり報道であったのですけれども、担当が変わるのかな、障害者年金のほう……国保年金のほうになるのかな……

(何事か声あり)

(潮田) その申請とかというのも、障害者年金のほうも情報がきっちりと伝わっていないがために受けていない場合というのがあるかなと思うのですけれども、そういった情報がわからないために申請していない方というのはどのようにしているのでしょうか。

(福祉こども部参事兼福祉課長) こちら障がいの福祉ガイドブック、この中にも年金のご案内をしていますので。ただ、年金を受給するに当たって、当然医師の診断書が必要になりまして、その方がこういった年金が受けられるという方については医師の診断書、医師のほうに私こういう病状ですけれども、そういった年金が受けられますかと、障害年金が受けられますかということを経験のほうに相談していただいて、診断書を書いていただくと。それから手帳の申請していただくような手はずになっておりますけれども、大体手帳を申請されたときにそういった対象に、年金のほうも対象になるかどうかということを経験のほうではガイドブックを見ながら、こういったことが該当になりそうですので、医師のほうに確認してみてくださいということをご案内しておりますので、漏れは少ないとは思いますが、中にはそういった漏れていらっしゃる方もいるのではないかなというふうに考えております。

以上です。

(潮田) 重複になりますけれども、やはりどうしてもガイドブックに載っているといても、皆さん申請したとき、全部それをわかる方ばかりではないかなというふうにするので、そうすると、では一度その申請のときにはガイドブックで説明があったとしても、後にその人が受けていないからといって、こういったものもあるのですよとかというような案内があるものではないということによろしいのでしょうか。

(福祉こども部参事兼福祉課長) 手帳のときに、渡すときにガイドブックを見ながら、対象になりそうな手当、年金、そういったサービスでどんなサービスが受けられるか、そういったことをご案内をします。その後は、またその方ご本人のやっぱり申請の意思によりますので、その後についてはちょっとご案内のほうはしていない状況です。

以上です。

（加藤）今いろいろお話聞く中で、ちょっと1点だけ教えていただきたいのですけれども、ある方が軽い脳梗塞的らしく病院に行った。大したことないので即退院をされたらしいのです。しかし、その後半年ぐらいたってから、かなりまた病氣的なものが来て、どんどん、どんどん今現在すごくひどくなっている、脳梗塞だけでなくて認知も入ったりして、すごくひどいのですけれども、障害手帳をもらえないという話を聞いたのです。それで、申請してですかと言ったら、最初のときの病気が本当に軽度のものであったので、医師からのそういう診断書みたいなものをもらえないからだめだと言われたというのですけれども、そういうことであるのですか。

（福祉こども部参事兼福祉課長）障害者手帳の申請する際には医師の診断書を添付するという事は、これ要件になっておりますので、その医師も、障害者手帳の診断書を書ける医師というのも指定されて決まっております。ですから、そういった方にご相談をして、自分が障がい者の何級に、手帳に該当するのかどうか、その辺を、診断書が出ないことには対象にならないということだと思いますので、その辺医療機関のほうにちょっとご相談いただければと思います。

（加藤）その指定医師というか、そういうところが決まっているわけですね。障がいのあれを、診断書をもらうということが。では、もしかしたらその方がそういうことがわかっていないのかなので、そういう一覧表というか、そういう指定医師とかの、そういう一覧表的なものというのはあるのですか。

（福祉こども部参事兼福祉課長）障がいの福祉のほうの窓口にご相談いただければご案内できると思いますので、後ほど相談していただければと思います。

（加藤）わかりました。では、伝えておきます。

（委員長）ほかに質疑はありませんか。

（何事か声あり）

（委員長）1度の中でやっていただくことになっています。ほかの方々

がなくて。できればこういうことは避けていただきたいので。

(何事か声あり)

(委員長) では、許可をいたしますので。

(竹田) 突然許可いただきまして、ありがとうございます。

先ほど、これは5,000円いただく手当の問題ですけれども、人格的と人間的に言うと、全ていろんな制度が利用できるように応援するというのが福祉課の窓口の役割かなというふうに思うのですけれども、そういう中で年金というのはまた特別難しいいろいろな、基準が違いますよね。赤い手帳をもらう基準と障害年金をもらえる基準というのは違うのですけれども、それについて私たちもいろいろ一緒に行って案内をしていただくときに、福祉課の窓口はもちろん福祉課の窓口で専門的に教えてくださるのですけれども、年金の話はまた年金課に行って相談してくださいと言って、いわゆる専門的なことだから当然責任を持って説明するとはならないとは思っているのですけれども、ただあっちに行ったり、こっちに行ったりとかして、やっぱり体が大変な人たちに対して、あっち行け、こっち行けと言うよりも、ソーシャルワーカーも今採用されてきていますよね。そういう点から言うと、福祉のいわゆる障がい者の部分と、それからあと年金の問題もトータルであなたにとって赤い手帳をもらえるとか、緑の手帳をもらえるということとあわせて、年金のほうもこういう基準で一緒にやればもらえますよというので、窓口をあっちにこっちに回さないような私は仕組みにさせていただくといいかなというふうにちょっと思ったものですから、そのソーシャルワーカーのもっと活用というのはどんなふうに考えておられるのかお聞きをしたいなと思う。

(福祉こども部参事兼福祉課長) 今身体的に移動が困難な障がいをお持ちの方、そういった方につきましては職員が移動するようにしまして、先に国保のほうの窓口に着れば、そこで障がいの話を聞きたいということであれば、障がいの職員がそちらのほうに回ってお話しする。あるいは逆の場合もあるかと思っておりますけれども、そういったことで職員は柔軟に対応しておりますので、同じ1階のフロアで向かい側でもありますので、今後もそういった障がい者の身になって対応してまいりたいと思

ます。

（竹田）私は、国保は国保から行くのではなくて、いわゆる福祉の相談窓口として国保もわかるとか、年金もわかるとか、そういう部分が1カ所で座っていると、ソーシャルワーカーの人がトータルで教えてくれる。確かに同じ1階のフロアですから、向きを変えてこっちに行けばいいとか、こっちに行けばいいと言うかもしれないけれども、でも……ではなくて、あっちに行きなさいということ言うのではなくて、1カ所でいればトータルであなたはこういう制度も受けられますと、こういう制度も受けられますということで、ある制度をうんとトータルで教えてもらうと、鴻巣の市役所は本当に親切だというふうに、私は来た人が受けとめてくださると思うのです。だから、本当に、さっきのソーシャルワーカーがもう採用されていますよね。その人をもっと活用できるようにしていただいたらいかがかという私の提案なのですけれども、どうでしょうか。部長さんのほうから。

（福祉こども部長）委員のご指摘のソーシャルワーカーというのは社会福祉士のイメージでよろしいですか。

今回来年度に向けても社会福祉士の採用枠ということで、今現在内定を受けていらっしゃるかと思えます。障がい福祉の窓口にも社会福祉士の資格を持っている職員はおりますので。実は、例をとって申し上げますと、今実は市民課で配布している母子手帳の配布をこども未来課の担当のところ、子育て支援担当のほうで配布を始めました。それってすごくいい効果が出ているのも事実ですので、委員ご指摘の障がいのご相談があるときに障がいの窓口で年金までも相談できればいいのではないかというところというところ、障がい者の包括な支援センターみたいなものができればいいのかなというイメージかなとは思っています。

ただ、それぞれの窓口には実は連携するものがたくさんあって、障がい者であっても、小さければ隣のこども未来もしくは保育、入学園関係、子どもサービスだとか、いろんなどころの連携ができますので、もちろん全ての情報を持った方がいるのが一番いいとは思いますが、市の職員なかなか、異動もございますので、難しいところもあります。ただ、

そういったご意見を伺ったということは福祉課のほうはわかっておりますので、窓口の担当職員にも伝えながら、ご不便のないような形で、なるべく職員の実力が発揮できるように勉強させていただきたいと思えます。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前9時28分)



(開議 午前9時29分)

(委員長) 再開いたします。

以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第91号 鴻巣市在宅重度心身障害者手当支給条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第91号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第92号 鴻巣市ひなちゃん子育て応援基金条例について執行部の説明を求めます。

(こども未来課長) おはようございます。

それでは、議案第92号 鴻巣市ひなちゃん子育て応援基金条例についてご説明いたします。この条例は、鴻巣市子ども・子育て支援事業計画に基づいて実施する子ども並びに子育てに関する支援事業の推進並びに拡充するための財源としまして、鴻巣市ひなちゃん子育て応援基金を設置するものでございます。ふるさと納税による寄附金などを積み立て、各

種の子ども、子育てに関する支援事業を実施し、その成果を納税者等にお知らせすることで、応援してよかったとさせていただく仕組みとしてまいりたいと考えております。

条例の内容としましては、基金の適正な管理運用、処分等について、全7条の構成としまして、それぞれ規定するものでございます。

以上でございます。

（委員長）以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありますか。

（加藤）この件に関しまして、本会議の中での議案への質問の中で、何件かとか何人の方から質問されているかと思えます。それを踏まえた中でちょっとお聞きしたいと思うのですけれども、まずこの基金をつくらうとした、一つはきっかけ、まずこれは一つお聞きしたいと思えます。それと、どのぐらいの基金が積み上げられたらいいかというふうな質問に対して、300万円ぐらいというふうな、そういう答弁があったかと思うのです。目的は、とりあえず今のところは何もない。でも、300万円ぐらいの希望があるというふうなことだったと思うのですが、それでお聞きしたいのですけれども、では300万円ぐらいの予算があったときに、どういったものができるというふうに思うのか。それで、今まで何か子育てに関係して、こういうことをやりたいねと職員間の中でいろいろと考えていても、なかなか予算がないのでできないから、こういう基金があれば、その300万円以内の中で何かできるという、そういう想定的、やるかやらないかいずれにしても、そういう今までの中で、それで300万円ぐらいあればというふうなことの発想も出るかと思うのですけれども、そんなことがわかればお聞きできればと思うのですけれども。

（福祉こども部長）想定での質問ですと、職員はなかなか答えづらいなと思えますので、私のほうからいろいろ。この基金をつくるに当たっては、職員間の中ではいろんな話し合いがもちろん行われております。ただ、これをやるということはまだ決まっていないのは、もちろん資金が決まっているわけでもありませんので。

最初に、300万円から400万円というお話を私が本会議のほうで差し上げ

たのは、基本的にふるさと納税でどれぐらい分けてもらえるかなという考え方の金額です。ただ、これもふるさと納税も入ってみないとわからないので、多分年度末に幾らぐらいもらえるかというのが最終的に決まってくると思います。あとは、ですから年度明けて、実際に基金がどれぐらいになったかによって、その事業を全体に投げかけて、この事業をやったらどう、この事業をやったらどうという提案の中で使っていきたいと思っているのと。

それから、先ほどこんな事業はないのかということで、想定しなかったのというお話ですが、想定の中ではもちろん既存の事業の中をプラスアルファするのはどうかなという考えがありました。それは、ブックスタートもしも1冊本を配っているとすると、もう一冊自由に選べるように図書券を添付するとか、あとはガイドブックを今現在つくっておりますけれども、その充実に使うとか、あとは赤ちゃんの駅というのが今現在各施設に、いろんなどころにあるのですけれども、貸し出しをしているところもあるのです。貸し出し用のテントで、プライベートテントみたいなものをつくって貸し出しをして、実際にはいろんなイベントのところにそれを……もらって、使ってもらうように市役所で貸し出ししている事業をやっている市町村も実はあるのです。ですので、そういったところもあるかなという話は福祉こども部の中ではさせていただいております。

ただ、これはあくまでも我々の部内での考え方ですので、ただそれ以上にもしかすると都市計画だとか、道路の整備だとか、そういったところで思わぬ、子育てにとってもよいアイデアが出てくるとも思われますので、全て確定というわけではなくて、ただひなちゃん基金をつくるに当たっては、どんなことが福祉こども部であるかねという話はさせていただいています。

以上です。

（加藤）では、全く新規事業というふうなことはもちろん、これからそういう基金の中から運用できるということ踏まえた中で、きちんとしたものがそれはもう絶対このぐらい使えるというふうなことにもなっ

て、とりあえず今回は100万1,000円でしたか、基金としてなるわけで、それがどのぐらいどうなるかというふうなことで希望で、あくまでも300万から400万というふうな希望ということで、では今までのとりあえず既存の事業を充実させていくということは、職員内でいろんな話をしたりしているということですね。それで、その後いろいろこんなことあったときにはまたそれを考えていくということで、今現在はとりあえずは既存のことであれば、今ブックスタートの1冊を2冊にとかというのは今現在やっている中で、具体的なことが見えるわけですよ。とにかくまだスタートするというふうなことなので、こういうことをやりたいから、とにかく基金を積み立ててもらっておいて、それでこういうことがしたいという特別な新規的なことは考えてはいないとはっきり言えるのかどうかかわからないのですけれども、今の話ですと余り見えてこないのですけれども、そんなふうなことで受けとめておいてよろしいのでしょうか。

（福祉こども部長）この基金を使ってこれをやりますということの看板は今現在掲げてはもちろんおりませんので、そういった意味では、今のところ何も決まっていませんという答えに間違いはないと思います。

ただ、この基金は、今回ふるさと納税のメニューの中に一つ基金の積み立ての枠をつくらせていただいて、ふるさと納税の方がこれに使おうという選択肢の一つの駒として上げさせてもらえるということになりましたから、それとあわせて実は寄附金枠の1枠の歳入を今回補正で組んでおりますので、市民の方もしくは市外、ふるさと納税以外での寄附に対しても実は対応させていただく仕組みになっていますので、ひなちゃんの子育て基金、こういうのが始まりました、皆さん応援してもらえませんかという広報活動は、このふるさと納税のみならず、福祉こども部としてはやっていきたいと思っています。それによって、もしかすると逆に法人だとか、大口だとか、そういう方からもしも、ではひなちゃんの子育てを応援したいということで基金の中にご寄附をいただくようであれば、その金額によっては、もしかすると大きな事業ができる可能性もあるかと思えますし、逆にそれでもしも少し足りないようであれば、この事業をやりたいので寄附していただだけませんかという看板を掲げて

広報することもできるかと考えております。

（加藤）ぜひやっぱりこういうことをやりたいという掲げた中で、市民の方とかそういう方に訴えていったほうが、より皆さんの協力体制ができるのかなと思います。今基金、基金と、今ここに予算書がないからわからないのですけれども、随分あれやこれや、これやあれやというふうなことで、基金の積み立て今やっているではないですか。本当にそっちに実際の事業の中でお金がないから、お金がないからということできないうことがたくさんある中で、基金だけ積み立てていって、目的がきちんと定めていない中でやっていくというのも、今子育てのことでいろいろやらなければならないので、こういうことはいいことだとももちろん思うのですけれども、教育の夢基金みたいに既存のことを1冊を2冊にするとか、そういうくらいなことではちょっと物足りないかなと思いますので、逆にそういうことを考えた中で、今回初めてスタートするわけですから、今すぐと言ってもでしょうけれども、でもそう時間をかけないで、何かそういうことをぜひとも、今少子化の中で何をやったらいいかということたくさんあると思うのです。なので、職員の中でいろいろと相談をしていただきたいというふうに考えます。

（福祉こども部長）この基金につきましては、先ほどこども未来課長が説明をいたしましたとおり、きちっと何に使いました、これだけ使いました、これだけの部分を何々を買いました、この事業に充てましたということのご報告をさせていただく基金ですので、そのことによって、また再度寄附をしたいというお考えを皆さんに持っていただけるように対応してまいりたいと思います。

以上です。

（潮田）本会議において細かな事業はまだ決まっていないとの答弁がありました。子ども及び子育てに関する支援事業に要する経費の財源に充てるというふうに条文の中にあります。名称がひなちゃんとあることから、小さい子どもたち、就学前のイメージがありますけれども、この対象年齢は鴻巣市子ども・子育て支援事業計画に基づいたという表見がありましたので、となると、あそこにはゼロ歳から18歳を対象とするとい

うふうになっておりました。この対象年齢をまず確認いたします。

（こども未来課長）対象年齢につきましては、委員さんおっしゃられたとおり、子どもということになりますので、ゼロ歳から18歳ということになります。

以上です。

（潮田）そうすると、実は提案したいことが幾つか、事業的にも今まだ用意しているものがありまして、とてもうれしく思います。

次に、同じく子ども・子育て支援事業計画には、年齢対象はゼロ歳から18歳という表現になっておりましたけれども、その子ども・子育て支援事業計画の対象は、本市に居住する全ての子ども・子育て家庭、地域住民、団体等を対象というふうになっているのです。ということは、このひなちゃん子育て応援基金も、これも単純に、今言いました子育て家庭、地域住民、団体も対象となるということによろしいでしょうか。

（福祉こども部長）対象年齢は、先ほど計画でいう18歳という話がありました。団体への支援はどうですかというお話がありました。ただ、団体の活動に対する支援は、市民活動支援基金のほうで、実は子育て団体なんかも多くはその形で支援を受けていただいている団体もあるかと思えます。ですので、基本的に我々がやった事業で実際にはこの基金を使った事業で、実際にはご家庭だとか、団体だとか地域の方たちに対しても何かいいことがあったというふうになることはあるかと思えますが、団体に対する補助というのは基本的には市民活動のほうでやっているのが現状でございますので、今のところ、現段階ではそのような考えはございません。

（潮田）ちょっとまた再度確認になりますけれども、子ども・子育て支援法では、地域の子ども・子育て支援の充実として、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの地域子ども・子育て支援の充実。目的が、地域子ども・子育て支援事業の充実ということになれば、これもこれからの検討になるのかもしれないですけれども、でもそれも一応はこの枠に入っているということによいのか、大体の大枠、どういったことというのを示していただきたいと思えます。

(福祉こども部長) 支援計画の内容のみならず、子育てに関するもの全てに対象となると言えばすごく大きくなってしまいますけれども、実はこの基金の対象は子どもゆめ基金とは違って、対象者も事業もすごく幅が広いというふうな考えがございますので、先ほどご質問の子育て支援事業も該当しますかということであれば、もちろん該当するというお答えになると思います。

(潮田) 本会議において子ども・子育て支援事業計画に基づき、庁内検討委員会に提案していくというふうにありました。この庁内検討委員会は、ひなちゃん子育て応援基金だけを検討するのか、まち・ひと・しごと創生総合戦略で全国展開を目指すと言われております子育て世代包括支援センターのほうの庁内検討委員会を指すのか、本会議でおっしゃっていた庁内検討委員会というのはどういったものなのかを確認したいと思います。

(こども未来課長) この庁内の検討委員会につきましては、ひなちゃん応援基金の活用につきまして検討していくという委員会にさせていただきたいと思っております。

以上です。

(潮田) わかりました。その庁内検討委員会というのは、単年度でやっていくのか、これからもずっとひなちゃん子育て応援基金のために設置されていく委員会となるのか、今、今後、例えば来年度、平成29年度の中でひなちゃん子育て応援基金のほうをやるのか、まず枠を決めるという意味での庁内検討委員会なのか、今後ずっと毎年度いろんな提案が出てくるかと思うのですけれども、それにも対応する庁内検討委員会なのか、どうなのでしょう。

(こども未来課長) その庁内検討委員会につきましては、当然毎年毎年寄附金等、ふるさと納税等から幾ら入るかとかということも財政当局ともいろいろ考えてくれているとは思っておりますけれども、そんな中で、毎年いろんな事業を展開していく中で、ではどの事業に基金を充てていくのか、そういったことを毎年考えて検討していきたいというふうには考えております。ですので、1年で終わるのだよということではな

く、毎年毎年開催をさせていただいて、ではどれが一番必要なのかということも検討して、その検討委員会の中で決定したことを上に提案をしていくような形にさせていただければと思っております。

（潮田）先日行われた子育てフェスタ、すばらしいすごくいい内容だったかと思うのです。来ていたお子さんたちもたくさんいらしたし、民間の力をかりるという意味で、物すごくいい内容の、本当に他市にも誇れるすばらしいフェスタだったと思うのですけれども、ああいったフェスタの足りない予算を補充するというようなことではなくて、何かきちっとした事業として使っていくということになるのか、やっぱり目に見える形で先ほど報告をするというふうにありましたけれども、事業名でもって報告をするのか、どういった、報告といっても、なかなか市民の目に触れるというのはできないかと思うのですけれども、どういった報告の仕方をしてやっていくのか。

（福祉こども部長）では、検討委員会の設置をした経緯と、その流れを具体的にちょっとイメージをご説明申し上げますと、基金が幾らたまるか、まずわかりません。基金がたまったら、これだけたまりましたけれども、何か事業をやることがありますかということ投げかけます。変な話、市全体にです。これやってもらえませんか、あれやってもらえませんかと手が挙がってくると思う。その手が挙がったものをこの検討委員会でたたいたときに、これはことしやろうよというものがあれば、もちろんそれをやります。ただ、今後これをやりたいから、この事業はこれだけのお金では足りないので、もっと積み立ててからやろうというのを決めるのも検討委員会です。最終的には、ことしはだから見送ろうよというのも検討委員会になるかと思えますし、最終的にはやったものは事業として報告する場合もあると思えます。例えば先ほども話のあった子育てフェスタの中で、これを特別に事業としてやりましたということにプラスアルファになった場合もあるでしょうし、単発で先ほど説明をした赤ちゃんの駅の貸し出し事業をこの基金で開始しましたということもあると思えますし、ただ基金というのは常に必ず1億、1億、1億たまっていくものではありませんから、それを原資にして何か継続的な大

きい事業をするというのはなかなか難しいのかなという考えは、現段階ではあります。ただ、やった内容、やった事業を、買ったものを市民の方に報告をしていく、もしくは先ほど加藤委員のほうにご質問があったように、これをやりたいので基金を集めていますという看板を掲げるといような考え方で、今現在この基金を動かしていきたいとこども未来課のほうでは考えています。

（潮田）そうすると、いろんな課にかかわることであっても、子育てに関連していれば考慮する余地があるということでありました。ということは、今後一般質問とかでこういう事業どうかとかというふうに提案したときに、実際には全然、表面で見ると子どもに関連しないように見えるような課であったとしても、それが根幹の部分できっちりと目的が合っていれば考慮できるというふうに思ってよろしいでしょうか。

（福祉こども部長）今回のこの検討委員会は、福祉こども部と財政サイドのメンバーで集まって、最終的に案を出して、それを市長に提言する形になっています。ですから、その提言結果で市長がオーケーと言え、実際には、ではその事業をこの基金を使ってやったよというふうに市民の皆さんにお知らせしながら始めようねということになると思います。

（芝寄）今まで前任2人と、あと本会議でこの基金の目的の用途ということの説明受けたのですけれども、結局使い道がわからない、まだ決まっていなくて一般財源から100万ということなのですけれども、予算をつけるに当たって、民間や自営業だと、例えば銀行とかには決算書はもとより、お金を毎年度、年度末には予算書等もやっぱり提出するわけですよね。やはり用途がわからないものに予算書の中で、普通は銀行はそんなものすぐ却下、返却されて、もう一回やり直しというのが普通だと思うのです。

そういう観点から見ると、私こういう使い道がわからない部分に対しての基金に対しての100万円を一般財源から出すというのが、まだちょっと理解できないところがあるのです。これをやりたいから基金に100万円を出すと、そういうのでしたら納得できるところがあるのですけれども、こういう行政の予算組みがそういうものだというのであれば、いたし方

ないのかなと、いいことに使っていただければと思うところなのですが、けれども、そうしたらその100万円、例えば先ほど大口があった場合に、それは善意でもう使わせていただくということになった場合に、そうしたら目標が300万から400万、例えば500万になった場合に、この100万円の取り扱いは戻すのでしょうか。もしくは全然満たなかった場合に、150万円しかトータルにならなかった場合に、この基金の使い道はどのように考えるのか聞かせていただけますでしょうか。

（福祉こども部長）今回の補正予算の中にも出てきますけれども、通常この基金を設置するときには、歳入として寄附金を1,000円組んでいますので、積立金は1,000円でもよかったです。ただ、今回一般財源のほうから100万という形をプラスさせていただいて、100万1,000円の予算を組ませていただいて、議会でもご質問いただいて、ちょっと説明が足りなかったかなと思いますけれども、実際には原資として使いますというお話を差し上げました。今後ふるさと納税から幾らもらえるかわかりませんが、ひとまず300から400ぐらいでしょうかというお話を差し上げましたが、その基金が積み立てられて、最終的に使うときになって、もしかしたら事業が基金を超えて、基金でいただいたお金、300万円を1,000円もしも出た場合、300万1,000円だったらこの事業ができるのだけれども、300万円ではできないといったときの1,000円の部分を、この100万円で一回原資として使って、ですから常に100万円は残しておくようなイメージを考えております。

ですので、これを使い切ってしまうのではなくて、ひとまず原資として置いておいて、事業自体に不足が生じたときにはその部分を使ってひとまずやって、でき上がって、またほかの基金からも、実際寄附が戻ってきたら、その原資に戻してあげる。常に、だから基金が運用しやすいようにその原資を使いたいと今現在は考えております。

（芝罘）ありがとうございます。そしたら、もし300万円たまったらしたら、200万円ぐらいの事業を考えるという、簡単に言うとそういう解釈でよろしいのでしょうか。

（福祉こども部長）先ほど検討委員会のほうで現在原資がこれだけあり

ます、ですから、では100万に対して300万円積んだとすると400万円になりますよね。ただ、実際には300万円ぐらいの事業をやりたいのですけれども、どうですかという投げかけをしたときに、その事業をやってみたら300万1,000円になってしまったということを考えると、必ずやっぱり予備のお金みたいなところ、貯金といいますか、財布の中に幾らか残っていたほうが事業がやりやすいという考え方で100万円ですので、常に200万、100万円をなるべくだったら使わないようにしたほうがいいとは思いますが、そういった意味では流動的に事業が展開できるということのためのお財布のお金みたいな感じでしょうか。1,000円の積み立てたお金イコールだと、せっかくいただいたお金を全部使い切ることができない、残してしまうことになるではないですか。なるべく使い切りたいという考え方で、今現在100万円の補正予算を組ませていただいております。

（田中）一応いろいろ今お話を聞かせていただきましたが、今後やりたいこの事業の内訳というか、図書の話出ましたけれども、その他遊具とかいろいろあると思うのですけれども、その辺のその他の構想についてお聞かせいただけますか。

（こども未来課長）先ほど部長のほうからも答弁がございましたとおり、ブックスタート事業ですとか、あるいは赤ちゃんの駅ですとか、そういったものも想定される中で、では実際にどういったものをしていくということは、現時点ではまだ白紙の段階となっております。ですので、今後先ほども部長からの中にもありましたとおり、各関係しそうな課ですとか、そういったところからのこういった事業をやりたいのだという要望等を聞きまして、それからその検討委員会の中で検討させていただいて、事業のほうを展開できればというふうに考えております。

以上です。

（田中）要するにお金がある程度見込めた時点で出発するという考えでよろしいですか。

（こども未来課長）はい、委員のおっしゃるとおりでございます。

以上です。

(竹田)ほかの委員もいろいろる質問されていますので、私ちょっと。ふるさと納税というのはランダムに入ってくる原資ですよね。いわゆるたまたま12月にちょっと余分にお金が入ったから、では埼玉県鴻巣市のひなちゃん基金にちょっと送ってあげようかというふうにお隣の長野県の人が思って、鴻巣市に入れていただくとかという仕組みですよね。だから、最終的に幾ら入ってどういうふうにして分けるかという段階が決まってから始めるのか、ひなちゃん基金に入ってきたらどんどん入ってきて、でも予想した額よりも多かった、少なかったというふうにやると、事業の確定が非常にしにくいのではないかというのがちょっと私のイメージなのです。

しかも、これは公布の日からですよ。だから、来年ではないよね。この議会で議決した後に、この公布の日から施行するのだよね。入ってくる基金を窓口つくっておかなければいけないのだけれども。だから、今年度で始めていくのか、今年度の末で、28年度にふるさと納税で入った分がありましたと、それを財政当局と相談をして、ではひなちゃん基金には幾らということで折衝してやっていくというふうな、ちょっとサイクルにもなっていくと思うのですけれども、そこら辺のちょっともう少し具体的なイメージを、私のところではなかなかイメージし切れないものですから、詳細にちょっとお伺いしたいと思っております。

(こども未来課長)当然この条例が仮に可決されたとすれば、公布の日からの施行という形になると思います。ただ、寄附金が幾らかちょっとわかりませんが、実際に寄附をされた場合、当然その積立金ですとかというふうな形にはなろうかと思っておりますので、そうしますと、まずその積立金を今度は積み立てする際に、再度補正なりを組まなくては行けないのかなというふうに考えております。ですので、今年度の、例えば寄附金を、ではこの……以上でございます。

(竹田)ということは、額が決まって、ひなちゃん基金としてこういうことが使えますというふうになっていって、基本的にはそんなにため込むわけではないというふうに私受けとめているのですが、その私の理解でよろしいのかどうか、ちょっと確認をします。

(こども未来課長) 当然子ども・子育てに関連する事業に活用させていただき予定になっておりますので、それをため込んでどうのこうのということではなく、先ほど部長も答弁させていただいたのですが、中には、ではためて、今年度は一旦ためて、もっと大きな事業が仮にあったとすれば、それに対してためていくということも検討事項にはなるかと思うのですけれども、基本的にはその基金を活用して、毎年度、ではどの事業に使っていかうというのを決めていきますので、ため込むということではございませんので、その辺はご理解をお願いしたいと思います。以上です。

(竹田) ということは、基金を、ふるさと納税の部分をちょっと着目したというところは、私大事なことだなというふうに思うのです。それは、いわゆる市民の皆さんの納税のほかに入ってくる部分ですから、それはそれとして必要だと思うのですけれども、では第4条のところのこの基金から、基金の運用から生じる収益はというのだけれども、収益が出るほどお金がたまるのかなというのはちょっと思ったものですから。今だって超低金利でしょう。先ほど言ったため込むものではないと、基金で、常にその部分を活用しながら運用していくわけだから、そうすると収益というのは、1円たりとも収益なのですけれども、本当に生じるものなのかどうか。1円たりとも収益ですから、それはそういうふうな理解をしますが、どういうことなのでしょう。

(こども未来課長) 委員さんのおっしゃったとおり、低金利ということで、なかなか利息ですとかそういったものが入ってくるというふうには考えておりません。ただ、たとえ1円でも、当然収益ということになりますので、何があるかわからないという状況の中で、当然条例のほうには組み込まなくてはいけないものというふうに考えております。ですので、仮にそれが100円なり200円であったとしても収益というふうに考えなくてはいけないのかなというふうに考えております。以上です。

(竹田) 先ほど例えば赤ちゃんの駅の本の貸し出しの部分で、ここが欲しいわといったときに、例えば一般会計、さっきのふるさと納税とは別

の、いわゆる市民の皆さんの税金の中での予算の獲得の問題と、それからひなちゃん子育て応援基金の中から活用する問題というのは、やっぱり本来ならば一般会計の中で財源をどう獲得するかという財政当局との話し合いになっていくと思うのです。そういう点で言うと、原則的なところは、やっぱり事業に必要なのだから、ぜひこの部分については予算で獲得したいのだというふうに私はぜひ頑張っていたきたいと思うのです。

そうすると、財政当局はここに基金があるのではないとかといろいろなって、でも本来ふるさと納税というのは、今景品のいろいろなバトルとか、豪華になっているという問題も含めて、蛇足的な部分であると思うので、やっぱり本来の財政当局との話し合いの中で必要な部分はきちっと獲得すると、そういうことを前提に、私は基金運用にしていくこと必要かなというふうに考えますが、その点はいかがでしょう。

（福祉こども部長）この基金をつくって、皆さんからふるさと納税もしくは寄附金でということをお願いをする際に、議員のご指摘のとおり、一般財源との兼ね合いはどうかということのご心配はあるかと思えます。福祉こども部は、福祉子ども行政に関しましては必要な財源……でないを使ってはいけないなというふうにはもちろん思っております。

（委員長）以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

（なし）

（委員長）次に、賛成討論はありませんか。

（潮田）議案第92号 鴻巣市ひなちゃん子育て応援基金条例につきまして、賛成の立場での討論をさせていただきます。

この条例は、子育てナンバーワンのまちを掲げる鴻巣市子ども・子育て支援事業計画に基づいたものであり、広い範囲にわたっての子ども・子育て支援の拡充につながり、少子高齢化の中において非常に有意義な、希望あふれる基金であると考えます。これからのさまざまな子育て支援の前進に寄与することを大きく期待し、賛成といたします。

(委員長) ほかに賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第92号 鴻巣市ひなちゃん子育て応援基金条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第92号は原案のとおり可決されました。

ちょっと休憩をしたいという皆さんの表情がありますので、暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時07分)



(開議 午前10時25分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を再開します。

議案第93号 鴻巣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について執行部の説明を求めます。

(国保年金課長) よろしく申し上げます。議案第93号 鴻巣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。

社会保険方式を採用する医療保険制度では、保険料、保険税負担には負担能力に応じた公平なものである必要がありますが、受益と負担の関係において、被保険者の納付意欲に与える影響や、制度及び事業の円滑な運営を確保する観点から、被保険者の保険料、保険税負担に一定の上限を設けています。今後法令化の進展により医療給付費が増加する一方、被保険者の所得が伸びない状況の中で、保険料負担、保険税負担の公平を図る観点から、平成29年度から本市国民健康保険税の賦課限度額について、平成27年度地方税法の改正時点に合わせた水準まで引き上げを行うものです。

具体的には、基礎賦課額、一般的には医療分というふうに申し上げますが、これを51万円から52万円に、後期高齢者支援金等賦課税額を14万円

から17万円に、そして介護納付金課税分を12万円から16万円に引き上げるものです。また、所得税法等が改正されたことに伴い、市民税で分離課税される特例適用利子等及び特例適用配当金等の額を国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含むため、条文の規定を追加する改正であります。

以上であります。

（委員長）以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありますか。

（田中）今回の改正で合計8万円国保税が上がるということですが、その上がる対象というのが所得の多い人だとは思われるのですが、その辺についての確認をさせていただきます。

（国保年金課長）現在国保税の限度額につきましては、それぞれの区分で合計すると77万円というのが限度額になります。この限度額を現在の該当者に当てはめた所得にあらわしますと、医療分が最高限度額になりますけれども、こちらについては給与収入金額で現行957万3,017円になります。一番最低の介護分につきましては、給与収入で777万6,389円、こちらが限度額85万円にした場合につきましては、給与収入金額、こちらについて申し上げますと、実は支援分が一番最高のものを該当になります。これが1,049万円、医療分が、一番下になりますが、973万1,747円というような、給与収入金額で、申しわけないのですが、ご報告させていただきます。

（田中）今の金額をお聞きしますと、対象になる人数的には多分少ないのではないかなと思われまます。その辺についてはどうでしょうか。

（国保年金課長）現在の77万円の限度額に調達する各区分につきましては、医療分が超過世帯数283世帯、支援分、現在420世帯、介護分223世帯、77万円という限度額自体を適用するのが126世帯ございます。こちらの世帯につきましては、それぞれ何らかの形で1,000円なり上限の金額適用になるというような形で考えております。

結果シミュレーションさせていただきますと、85万円になった場合の超過世帯数につきましては、医療分が275世帯、支援分が267世帯……

(田中) 要するに上がる額と、その世帯を掛ければ、足せば数字は出ると思うのですが、総体的にざっくりでいいのですが、上がる金額をお願いします。

(国保年金課長) 77万円の限度額を85万円にしたときの調定金額の試算をさせていただいております。こちらにつきましては、各区分で申し上げますと、医療分につきましては278万2,000円、支援分につきましては1,015万7,500円、介護分につきましては618万5,100円、トータルしまして1,912万4,600円の調定の増加ということになります。ただし、実際に国保税として上がってくるものにつきましては、現年分の徴収率、現在93.85という形になりますが、これよりはおおむね九十二、三%の収入金額の増加になるというような試算をさせていただいております。

以上です。

(田中) では、今の件に関しましては終わります。

次に、所得税法の特例適用利子等及び特例適用配当等に係る特例に関して、実際にどのようなことに対してのものなのか、具体的に教えてください。

(国保年金課長) 特例適用利子及び特例適用配当につきましては、現在国家間で国際的な約束である租税条約というものがございます。これは、所得税法の中で規定されておりまして、既に国民健康保険税についてもその部分については附則で対応させていただいております。ですが、国家間で租税条約を結べない国及び地域というのがございます。実は、今回の改正に当たっては、台湾との租税条約の関係になります。台湾につきましては、日本の立場からすると、非政府間の実務的關係というふうな形になっておりますので、一部地域というような限定になっております。これを民間レベルの取り決めの中で取り決めをしたと、それに伴って国内法の整備というのが今回行われて、地方税法、所得税法も含めてということになります。これにつきましては、今後課税する部分について、条約適用という形ではなくて特例適用という形でこの部分について所得のほうが発生してきますので、国保税に算入するに当たってその条文を加えさせていただいたということになってきます。

以上です。

（田中）この関係は、鴻巣市においてその影響が今後出るかどうかというの、わかりましたらお願いします。

（国保年金課長）現在のところ、この配当部分については源泉分離課税という形で終わらせている方及び総合課税でやられる方、今回の適用を受ける分離課税の部分というのが出てくるかと思うのですが、こちらにつきましては台湾という一地域の部分になりますので、申告上ちょっと把握ができないということがあります。恐らくなのですが、余り影響がないのかなというようところで国保のほうとしては考えております。

（潮田）今田中委員のほうから細かく数字のほうはありましたので、確認です。国保税の滞納者もいるかと思うのですが、この限度額いっぱい、限度額にかかわる、今回限度額が上がるような、そのぐらいの金額を納めている人の中で滞納されて方とかというのはいらっしゃるのでしょうか。

（国保年金課長）現在の滞納者の中で限度額いっぱいまでの方がいらっしゃるかということになるかと思うのですが、こちらにつきましては、当然高額所得者で滞納の方もいらっしゃるかと思しますので、いないとは言えません。今収税対策室のほうで滞納整理の中で財産調査とか、その部分も含めて徴収させていただいているかと思しますので、所得があって滞納されている方については、こちらについては29年度以降当然いらっしゃる可能性があるということになるかと思します。

以上です。

（潮田）先ほど説明があった中で、ちょっと私が聞き落としたのだと思うのですが、医療分について957万3,417円、これは給与所得、給与収入、済みません、その確認です。

（国保年金課長）給与収入金額で申し上げました。所得で申し上げますと、957万3,000円に対する給与所得になりますが、これは741万5,715円という金額になってきます。

以上です。

（潮田）それぞれ支援分と介護分でもお願いいたします。

(国保年金課長) それでは、77万円だったときの所得金額、こちらについて申し上げます。医療分につきましては、先ほど申し上げたとおり741万5,715円、支援分につきましては679万円、介護分につきましては579万8,750円になります。

85万円になったときの所得額につきましても申し上げておきます。医療分につきましては、755万8,572円、支援分につきましては829万円、介護部分につきましては788万2,084円というような形の方が限度額に到達するということになります。

以上です。

(竹田) 今77万から85万円にということの中で、いわゆる課税所得の説明がありました。ちょっとお願いなのですがすけれども、今いろいろ数字を述べていただいたのですがすけれども、その数字、皆さん書き込んだと思うのですがすけれども、やっぱり正確に期せたいので、その数字の一覧表をできれば、もうおっしゃったのでいただきたいと。文教福祉常任委員会としていただきたいと思うのですが、ちょっと委員長諮っていただけますでしょうか。資料として請求したいので。

(委員長) 暫時休憩します。

(休憩 午前10時38分)



(開議 午前10時40分)

(委員長) 再開いたします。

(竹田) 今述べていただいたのですがすけれども、ちょっと全体とすれば、それぞれ医療分と高齢者支援分と介護の分ということで、数字は違いますけれども、全体でいえば800万くらいの課税所得だというふうに解釈した場合、これは国保の限度額が今度85万になるのですがすけれども、では協会けんぽでは一体課税所得800万の人は幾らを払うようになるのでしょうか。もし計算してあれば、お願いしたいと思います。

(国保年金課長) 埼玉県協会けんぽで試算させていただいております。こちらにつきましては、先ほど申し上げた最高限度額の1,049万円の支援分に対応した標準報酬月額というのが協会けんぽのほうでは算定されると

ということになります。こちらについて申し上げますと、標準報酬月額が88万円という形のクラスになります。算定される保険料なのですが、40歳から64歳までの介護保険料を合算した金額で申し上げますけれども、こちらにつきましては月々10万1,112円が保険料算定になります。労使折半になりますので、半分の月々5万556円という金額になってきます。年間トータルしますと、60万6,000円程度の保険料を、いわゆる社会保険に入っている方は負担するというような形になります。

(竹田) 国保ゆえに85万円を払わなければいけないけれども、会社勤めの方は60万6,000円ということから考えると、先ほど、ではこの限度額を引き上げることによって幾ら影響があるかというので、田中委員の質問に対して約1,940万くらいですよ。では、それそのまま入るかどうかは別としても、では今実際に基金は幾らありますか。

(国保年金課長) 9月の補正時点での基金残高につきましては、当年度取り崩し部分もありますので、6億8,182万4,937円が現在の基金の保有金額、28年度に取り崩しが6億1,700万ほどありますので、それを差し引いた金額になっております。

以上です。

(竹田) 約1,940万の財源を確保するということと、全体の中で所得が伸びないというふうなご説明がありましたよね。所得が伸びない中で医療分のいわゆる国保の財源を確保するために、最高限度額を77万から85万にしますと。その影響額は1,940万円くらいですよというふうにおっしゃって、でも基金は6億8,100万円以上あって、この数字というのは全県の中でも高いほうですよ。ちょっとそのことを確認します。

(国保年金課長) 現在の基金の保有金額、先ほど申し上げましたけれども、全県というか県内40市の中では、おっしゃるご指摘のとおり高い水準を保っているということになるかと思えます。ここの基金の運用につきましては、あくまでも保険給付に限って取り崩し、処分できるというような規定になっておりますので、国保税が足りないだとかいう部分での基金ではないというふうにこちらのほうとしては考えています。

また、高所得者について、ある程度のご負担をいただくという部分、こ

こちらにつきましては社会保険との対比ということで申し上げますと、あくまでも社会保険については保険料の半分という形になりますけれども、国民健康保険税においては国、県の補助金の規定はこの国保税というものではなくて、医療給付についてご負担していただくということになっております。

鴻巣市の例で言うと、国保税については23億ぐらいだと思いますが、実際に国及び県からの補助金というのは33億、労使折半という形からすると、十分それ以上の金額が補填されているというような解釈をこちらのほうではしておりますので、負担の公平というのをどういうふうに捉えるかという部分があるのですけれども、ある一定の所得のある方については、この限度額の引き上げで改正をさせていただくということで提案のほうをさせていただいております。

以上です。

（竹田）国保加入者は、国保にしか入れないから国保に入るのですよね。皆保険制度のもとで医療制度をどうつくっていくかというので、社会保険に入りたいと自分が思ったって、労使折半にできる仕組みには入れないから国保があるわけで、そういう点から言うと、私はやっぱり先ほど協会けんぽ、県によって違いますけれども、埼玉県の場合、同じ収入水準だとすると60万6,000円で済んでいるものを、国保がゆえに85万円も払わなければいけないというのは、市民にとれば法のもとで平等に負担をすると、所得に応じて負担しなければいけないわけだから、そういう点から言うと、平等感はないと思うのです、むしろ。制度の中で仕方なく割り振られているということを考えたら、私は今回1,940万円くらいの影響額であるならば、6億8,000万円の中の割合の中ではやっぱり国保に入っておられる皆さんの負担をなくすというふうには考えますが、そういうお考えはできないのか。

（国保年金課長）現在の社会保険料につきましては、やはり上限というのを設定しております。先ほど申し上げたのは、国民健康保険と社会保険のときの給与収入金額もしくは標準報酬月額という形で申し上げましたけれども、社会保険につきましてはやはり限度額、こちらについては

労使折半後の金額で申し上げますと、最高限度額というのが95万8,000円ほどになります。国保より限度額のほうが高いという設定にしております。これは、全保険者に対して超過世帯というふうに我々申し上げるのですが、それが全体の約1.5%というのが一つの目安にされております。社会保険では、その限度額の設定については0.5%から1.5%という枠なのですが、国保についてはおおむね1.5をめどにということになっております。これは、鴻巣市のほうで当てはめると、現在超過世帯というのが実は2.5%ぐらいです。この改正を行うことによって1.5%に近づけるといような趣旨もございます。それをもって、こちらのほうとしてはある一定の方にご負担をいただくというようなことをご提案のほうをさせていただいております。

(竹田) 協会けんぽの最高限度額95万円だとおっしゃいますけれども、先ほどの同じ水準ではないですよ、もっと所得がある人が95万円払うわけで、同じ所得水準だったらやっぱり60万6,000円と85万だということですよ。では、今回の限度額の引き上げによって最高金額を払うのは95人になったのですけれども、その間にいわゆる課税の仕方が少し違ってきますので、それぞれ医療分、高齢者分、介護分の負担が違うわけだから、影響を受ける人は何人おられるのでしょうか。影響というか、限度額としては95人だけれども、その計算が違うから、幾ら何人の人が影響を受けるのでしょうか。

(国保年金課長) 国保税につきましては個人課税ではありませんので、世帯という形で課税させていただいております。ですから、先ほど申し上げた超過世帯というのがいわゆる影響を受ける方というふうになります。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(竹田) 国保加入者の所得が伸びない中で、今回限度額の水準を77万か

ら85万円に引き上げる提案がされています。全体の所得額の水準を800万円とした場合、国保の場合は85万円ですが、協会けんぽの人は60万6,000円の保険料になっていると。国保加入者のゆえに重い負担をしなければならないという内容であります。国はどんどん、どんどん国保に関する部分の負担を上げる指導もされていますけれども、そういう点では市民の暮らしが大変なときに限度額を上げることについては問題があることを指摘し、反対とします。

(委員長) 次に、賛成討論はありますか。

(なし)

(委員長) ほかに反対討論はありますか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第93号 鴻巣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第93号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時52分)



(開議 午前10時54分)

(委員長) 再開いたします。

議案第98号 平成28年度鴻巣市一般会計補正予算(第4号)のうち本委員会に付託された部分について執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありますか。

(田中) 歳入歳出の両方あるのですけれども、どちらかを指摘して言えばよろしいですか、案件に関しては、歳入でも歳出でも。

まず、7ページの債務負担行為補正の一番下の中学生海外派遣業務委託なのですが、オーストラリアでいつも20名というのがもうここずっと定着化しておると思うのですけれども、新しいというか、オーストラリアは割と安全な国なので、どうしてもそこにしたいという気持ちはわかるのですけれども、10年ぐらい同じところへ行っているというのではなくて、新たな試みというのの考え方というのはあるのでしょうか。

(学校支援課長) オーストラリアのボーカムヒルズ高校に現在生徒を派遣しておりますが、ボーカムヒルズ高校には日本語クラスがあり、そこで学ぶ生徒とパディヤーを組み、英語レッスンやホームステイを行っております。現地の受け入れ態勢、外国への派遣を踏まえた安全面から考えますと、オーストラリアに20名を派遣することが現段階では適当ではないかというふうに考えております。

以上でございます。

(田中) それで、そのオーストラリアの中に、少しは変化してどこどことどこどこ行ったとかいう中での変遷というのがありましたら、簡単でもいいですが、教えてください。

(学校支援課長) オーストラリアの実際に現地に行きまして、現地のボーカムヒルズ高校でイングリッシュレッスンとかを受けているわけですが、それ以外にも例えば動物園ですとか、そういったところに実際に行きまして、見学をすることは実際に行っております。毎回プロポーザルのほうで業者のほうから提案を出していただきまして、そこでまた選定をして決めているということでございます。

以上です。

(田中) それでは、ちょっと変わりました、13ページ、まず歳入のほうからなのですが、保育所等改修費等支援事業補助金に関してなのですが、小規模保育所の補助ということで、4施設ということの説明があったので、約2,000万ということなのですが、一応小規模保育所の年齢層、どの辺の対象年齢をやるかというのをまずお聞きします。

(保育課長) 小規模保育施設の対象年齢は、ゼロ歳、1歳、2歳児です。以上です。

(田中) 今言われた年齢的には割と受け入れが現存の保育所では厳しい部分かなというふうに思われます。それで、その補助金を出して新しい、これは民間だと思いののですが、その辺の見込みというか、現時点でやる事業者というのはおおよそ内定とかしているのでしょうか。

(保育課長) 4つのうち1つの事業所は既に9月1日に北鴻巣の駅前で開設をしております。それから、29年1月に開設予定のところにつきましては、今工事が進んでおります。それから、来年の4月1日開所を目標にして、2施設が今申請が上がっております。以上です。

(田中) ちょっと聞いたのですけれども、中央のほうのコンビニの跡地もそのような話、中央、マミーマートの斜め前ぐらいの、うちから近いので、昔はコンビニで、その後クリーニングか何かのところだったと思うのですが、それは多分4月に向けてかなと思うのですけれども、今のところ何もしていないので、今の話から推測するとです。あそこに約2,000、前後金額はすると思うのですが、2,000万円ぐらいかけてというのはどの程度の。施設に対しての補助だけではないと思うのですが、どういったような補助をしていくのかというのをちょっと改めてお聞きします。

(保育課長) まず初めに、中央のところに小規模を建てるという計画を、最初小規模事業者さんが計画しておりましたが、場所についてはそちらの事業者さん、今のところ計画が変更になっております。それから、対象となる経費なのですけれども、賃貸物件を借りて改修をするものというのが条件になっておりますので、改修費と、それから工事の期間の賃借料、そちらが対象となっております。

(田中) 要するに今の話では、建物の工事費と、営業が始まる前の賃貸料というようなふうに思われますが、実際始まってからの補助金というのも当然あると思うのですが、その辺について今までのほかの施設と同じかどうか、ちょっとお聞きします。

(保育課長) 運営する費用につきましては、公定価格に従って市から支給するようになります。

以上です。

(田中) それでは、このところは一回閉じさせていただきます、次に小学校の施設改修の常光小があったと思うのですが、今歳入歳出ちょっと見つからないのですが、2,700万だったかな……

(何事か声あり)

(田中) 30ページね。そこでちょっとお聞きしたいのですが、一応説明の中で、ちょっと17個と言ったのだから、17棟なのだから、ちょっとトイレの関係なのですが、この1個当たりが100万円を当然超える計算、2,700万だから。だから、どういう、便器だけ交換するのだから、周りを交換するのだから、工事の内容を全体的に変えるのだから、その辺についてお聞きをいたします。

(教育総務部副部長兼教育総務課長) まず、これは17棟になります。17個ではなくて。各校の校舎、体育館等にいろいろ棟番号がついていて、それを常光小のは17棟になります。申しわけありません。

今回のトイレの改修の概要、内容でございますけれども、まず便器の和式から洋式化、それから男子の小便器の自動洗浄タイプ、今までは自分で押したタイプだったのですけれども、自動的に小便器をした後に洗浄するような、そういうタイプに交換をいたします。それから、床、壁等のウエット、水を流して洗い流すタイプからドライ方式、普通の教室だとか廊下を掃除するような乾いたもので掃除ができるような、そういうタイプに交換をいたします。それから、照明と内装、それから手洗い等も改修というような内容になってございます。

(田中) それでは、今の説明で大体およその金額の推測はできるのですが、和式から洋式にというところで、その洋式トイレなのですが、ウォシュレットまでするかどうか、その辺についてちょっと最後に。

(教育総務部副部長兼教育総務課長) 今回は、ウォシュレットまでは対応はしないということで。

(田中) 次に、ちょっと戻って申しわけないのですが、21ページに中央小学校ではなくて中央学童だったかな、一応放課後児童クラブの管理運営事業で120万というのが載っていて、エアコンの管理だったと思うので

すが、これ一括とかでかいやつの上につけるエアコンかどうかとちょっと確認したいのですが。

（保育課長）天井埋め込み式のものでございます。

（田中）では、今のでちょっと金額的には納得しましたので、了解します。今ので納得します。

済みません、ちょっと思い出さないなので、ここで以上で終了いたします。

（加藤）では、何点かページを追って。

先ほど田中委員のほうからも質問がありましたので、ちょっと省かせていただく部分もあるのですけれども、まず民生費関係の先ほどの、歳入でも歳出でもどちらでも結局は内容は同じなのでお聞きしますが、4カ所ほど小規模保育にというふうなことで今回補正が組まれているわけなのですけれども、4カ所の先ほど細かい、もう9月に既に北鴻巣ではできているとか、何月にどうというふうのありますけれども、やはり9月にもう既に工事が済んでいるというところに対しての、そういうところって申請はやっぱり今年度になってからそういう申請が上がってきているのですか。というのは、補正でなくて当初予算に含めれば一番いいのかなというふうに思った中で、申請が上がってきていなければもちろん当初予算に組めないわけなのですけれども、その辺は、まだ来年の4月とかというのは今現在申請上がってきている中でのことでしょうか、それに対して補正組むのでしょうかけれども、そういう年間を通して来年そういう小規模に移行する、したいというふうなところでの申請というのは、もう当初予算に組めない時期のことなのかをちょっと確認したいと思います。

（保育課長）事業者さんからのご相談自体は昨年度からは受けておりましたけれども、入所の状況等を見まして、今年度になってから小規模の必要性について整理をしまして、計画を立てて、では何施設建てたら適当かというようなことも計画をしまして、その上で事業を進めているというような状況でございます。

以上です。

（加藤）今現在家庭保育室と小規模保育室の移行したところを含めて、

今鴻巣市内には何カ所ありますか。

（保育課長）家庭保育室につきましては、戸井田家庭保育室さんと風の街保育室さんとたかいたかい保育園さんがそれぞれ小規模の保育事業所のほうに移行されましたので、今現在家庭保育室というものは市内にはない状況です。

以上です。

（小規模はの声あり）

（保育課長）小規模保育事業所につきましては、現在5カ所でございます。先ほどの……小規模といいますか、先ほど申し上げた3つが小規模のほうに移行をされまして、それから事業所内保育というのがありまして、その事業所内に地域のお子さんを受け入れていただく枠を設けるとい、その事業所内保育が1カ所と、それから今年度北鴻巣駅前に新しく小規模がオープンしたということで、その5カ所が家庭的保育事業ということになります。

以上です。

（加藤）より保育、預けやすくなった中で、家庭保育室と小規模の中での保育料がかなり違うというふうなことで、できればそういうふうにと、いうふうなことで移行されたり何かしているというふうなことで、よかったなというふうに思います。

次に行きます。20ページの老人ホーム措置事業の中なのですが、これは予定よりも1名多くなったので補正というふうなことで説明がありましたけれど、こういう途中で、これは普通は措置制度でなくて、普通こういう老人ホームとかに入るわけですけども、介護保険の関係で、でも措置というふうな形で今現在全部で11名ですか、このお一人ふえた中で11名になると、そういう。今回のその1名ふえることによって補正だというふうなお話だったかと思うのですが、そういう方の家庭環境というものは、やはり生活保護世帯とか、そういった方の対象になるのでしょうか。

（健康づくり部参事兼長寿いきがい課長）今回1名追加された方というのは、率直に言いますと家庭内の高齢者虐待という部分がございます、

もともと単身で住んでいたところに息子夫婦が入ってきまして、その中で虐待ということが起こりまして、本来は息子夫婦が出ていけばいいところなのでしょうが、高齢者のほうが出されてしまっているという状況で、今緊急でここに措置をして生活していただいていると。実際にこの方については、息子さんと家のことで弁護士さんを挟んで係争中でございます。そこが解決すれば、またここから退所という形になろうかと思っておりますが、ちょっと時間がかかるだろうというところでございます。以上でございます。

（加藤）とりあえず一時的に措置をしたというふうなことで、普通になれば、ではまた戻れるという可能性。普通の老人ホームに入所する方のそういう状況ではなく、そういう現状の中での対応をしているということによろしいのですね。

それで、そういう情報というものは、やっぱり民生委員さんとか、そういったところからの情報提供があって、市がそこに対処していくという形になるのですか。

（健康づくり部参事兼長寿いきがい課長）民生委員さんから情報をいただく場合もありますし、最近ではすぐ警察に通報という形でいきますので、警察のほうから虐待のお話をいただいて、包括なり民生委員さんなり、私ども職員を含めて入るといった形が多くなっております。今回のケースにつきましては、警察からの通報という形でございます。

以上でございます。

（加藤）いろいろなご家庭があって、警察沙汰になってそういうというのは、近所の方とのいろいろなこともあって、そういう措置をしたということだけでなく、やはり周りの方たちとのいろんな関係も出てくるかと思うので、いろいろ本当に大変かなというふうに思います。

では、次に行きます。30ページの常光小学校のトイレの改修なのですが、先ほど詳しいどこの改修をするかというふうなお話がありました。今年度中にはちょっと期間的に無理なので、来年度ということで繰越明許というふうになるというふうな説明もあったかと思うのですが、工事期間、子どもたちの安全と使用するときのそういう子どもたちの対応というの

はどのようなになっているのか教えてください。

（教育総務部副部長兼教育総務課長）まず、工事期間でございますけれども、先ほどご説明申し上げましたように、この12月の補正予算成立後に事業着手をいたしまして、実際に契約ができるのが3月の初旬ぐらいかなというふうに考えております。実際の着手につきましては3月の春休み前後ぐらいからかかりまして、おおむね6月いっぱいぐらいまでを予定しております。ただ、新年度、29年度、学校のほうで授業が始まりますので、着手前、設計の段階でございますけれども、学校のほうとも協議をいたしまして、そのトイレがちょっと使えなくなるという期間が生じますので、17棟のほうから、同じ階の別の棟のところにトイレがございますので、そちらの棟を一時的に使用していただくか、階層別に工事をやるだとか、それは工夫をしながら極力児童のほうの不便をかけないような形で工事のほうは進めてまいりたい。あとは、先ほど言いましたように工事期間がどうしても授業にかかるものですから、安全には十分配慮した中で工事を進めていきたいというふうに考えております。

（加藤）では、来年の6月いっぱいというふうなことで、結構長期にわたってですよ。やっぱりトイレというのは毎日ほとんどの子どもたちが使うのだと思います、学校にいる間。そうしますと、やっぱり6月というと、新1年生が入ってくるわけですよ。入学してくるわけで、なるべく順番として新1年生が入ってくる近くのところを、いろんな関係でどういうふうな順序でやるかというのはあるかと思うのですが、やっぱりなるべく新1年生、幼稚園から来た子たちが不便なくできるような、そういう順番どこから始めるかというふうなことも考えておられますか。

（教育総務部副部長兼教育総務課長）その辺は学校のほうとよく調整をさせていただきまして、先ほど言いましたように安全には十分配慮して、十分考慮しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

（加藤）では、次のページの31ページの中学校給食の関係での補正ですけれども、ボイラーのところ管が破れてしまったというふうなことで、すけれども、それ以前、これは直接本当にばあんとというか、大きく破

損した中でこういうことになったのか、それとももう事前にもしかしたら何かそんな傾向があったというか、そんなことがなく、何の関係もなくいきなりそういうボイラーが破裂した状況なののでしょうか。

（中学校給食センター所長）ボイラーにつきましては、保守点検ということで、毎月点検業者が来ておりますので、定期的な点検と、あと毎年老朽化した部分については直すという行為をしております、実際にこの給水管についても鉄管でさびると穴があくという状況なので、鉄管ではない形の、穴があかないような管にしていたのですけれども、給水管をとめているボルトそのもののほうが腐食してしまいまして、外れる形で管があふれるということで、実際にはボイラー室の中で雨が降ってしまったというような状態になってしまいましたので、点検整備をしていたのですけれども、急に起きてしまったという事故で、通常は点検保守の中で整備を少しずつさせていただいていた状態です。

（加藤）結果的に破裂してしまったということですが、その間の給食をつくるに当たって支障などはないのですか。

（中学校給食センター所長）実際にはその状況が起きたのが8月23日で、夏休み前のもう昼食をつくるための準備に清掃に入ったりとか、準備をしていた時期の中での1日だったものですから、その後急遽、一部分は先に流用させていただいて、何か所か問題のあるところについては直させていただいて、8月末の給食開始には間に合う形でボイラーは修繕しております、今現在も稼働しております。まだこれから、議会終わりました後修繕させていただく部分は残っておりますが、給食には支障のない状況で今稼働しております。

（加藤）では、次に行きます。その下のほうの箕田公民館の関係なのですか、何か所かの修理ということで、あと箕田公民館と田間宮学習センターです。箕田公民館のほうは、水漏れということで43万円の補正ですが、田間宮のほうが150万ということで、何か所かの水漏れも、これもあるというふうなことなのですか、これどちらも何年度の建築物なのですか。建築、何年に建てられた。

（生涯学習課長）まず、田間宮生涯学習センターにつきましては、平成

11年の建築になります。それと、箕田公民館におきましては昭和63年の築となっております。

以上でございます。

(加藤) 田間宮の学習センター、平成11年というとまだ17年ぐらいですよ。ということは、まだまだ比較的公共物としたらそんなに古くないのですけれども、一部的なことでも今修理しているわけですから、田間宮のほうは今後においては大丈夫なのですかね。それで、箕田公民館のほうは昭和63年ということで、かなり古い建物になっているかと思うのですが、一時的なそういう部分的な補修で済むものなののでしょうか。全体的に全部調査というかして、やっていくような、もう建築物になっているのではないかなと思うのですけれども、一部だけで現在は大丈夫なののでしょうか。

(生涯学習課長) 市内の公民館の老朽化対策という部分につきましては、当然本市のみではなく、ほかの他市町村におきましても近々の課題というふうに認識しております。本市におきましては8つの公民館がございますが、吹上、川里を除きます6公民館におきましては、先ほどの2つの公民館の築年月日等も申し上げさせていただきましたが、老朽化という部分が懸念されている状況がございます。当然各公民館での故障等が発生した場合につきましては、修繕という対応を速やかに財政当局のほうに相談をさせていただき、補正の対応をお願いしておる状況でございますが、やはり大規模改修というその部分につきましても念頭に入れながら、当然この緊急性という部分を考えていかなければいけないというふうに考えております。利用者に対しまして、まず第一に安全性または利便性という部分を考慮いたしまして、まず緊急性のあるものから順を追って、優先順位等をつけながら修繕のほうの対応という部分につきまして対応させていただいております。

以上でございます。

(芝寄) 2点ほどお聞きしたいことがあります。

中学生海外派遣業務委託の件ですけれども、これオーストラリア行っているということなのですから、これ何年目ぐらいにまずなるのか

と、これに参加した生徒たちがその後どのような考えを持って大きくなっているのか、そういうのは調べたりはしているのでしょうか。

(学校支援課長) まず、最初のご質問、オーストラリアの派遣でございますが、平成16年度からでございます。今年度で13年目という形になるかと思えます。

2点目でございます。その後の海外派遣生のこと、進路状況等を平成23年度に調査をしておりますが、その調査によりますと、大学へ進学し、医学部で医者を目指している生徒、外国語を専門に勉強している生徒、英語に限らず、フランス語などのほかの言葉も勉強して、将来はユニセフで働きたいと考えている生徒など、いろいろな進路選択をしている生徒がいることがわかります。いずれにしても海外派遣での経験がみずからの夢の実現を目指し、大いに良好な影響をもたらしているものと考えております。

以上でございます。

(芝寄) 13年目ということ、最初のころに多分入った子なのですがけれども、私のめいっ子なのですがけれども、海外初めて行って、かなり刺激されまして、専門学校も英語のほうへ行って、今ではカナダに移住いたしまして、そちらで働きながら生活しているという、そのめいっ子なのですがけれども、お母さんはよかったのだから、悪かったのだから、非常に難しいと悩んでおりました、もうちっとも帰ってこない。かなり生徒に、人生に大きく影響する内容もあるかと思うので、こういった23年度だけではなくて、もう毎年参加した子を6年後、7年後とか、任意でもいいからアンケートをとったりして、どのような状況にいるかというのを、せっかく私いい事業だと思いますので、やっぱり資金も使っていますので、検証ではないですけれども、毎年とるような形でやっていただけて、報告が上がっていただけると、もっといいのかなとこれに関しては思いますので、あわせてよろしくお願ひしたいと思えます。

2点目……

(何事か声あり)

(芝寄) そうですね。今後、ではそれをやっていただけるかどうか、考

えているのかをお願いします。

（学校支援課長）今の今後の進路についての調査でございますが、今年度はまだ実施しておりませんが、今後このようなことについても考えてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

（芝罘）よろしくお願ひいたします。

32ページに移りまして、吹上地域体育施設管理運営事業のコスモスアリーナのネットに関してなのですが、横のほうと先ほど説明がありましたので、短手の多分ネットだと思うのです。長手のほうは本年度初めのころかな、修繕していただいたと思うのですけれども、私もそれを相談何回か市民からありましたら言ったはずなのですが、それにあわせてアリーナの入り口のところのネットも要望があるということでご相談に上がったと思うのですけれども、これをあわせて今回この補正に上げるのにそれは考えられなかったのでしょうか。

（スポーツ健康課長）今ご質問をいただいた部分ですけれども、こちらの補正上げさせていただいたのはメインアリーナを横に仕切る、実は十字に仕切れるようになっておりまして、両方とも故障していた部分ですが、片方のほうは指定管理者のほうの修繕で直すことができました。ただ、コスモスアリーナにつきましては建設からかなりたちまして、場所的にかなり風の影響もある施設になっておりまして、老朽化によるさまざまな修繕が発生をしております。指定管理者のほうである程度の修繕については行うということで、先食いする形でさまざまな修繕を行ってまいりましたけれども、そちらのほうの予算もなくなったということで、今回大きなほうの仕切りのネットについては補正として上げさせていただいたものです。

ただ、入り口のところというご要望ございましたけれども、入り口のところに要するにボールが外に飛び出さないようにというような形でネットをかけていただきたいというご要望があったのも事実でございますが、指定管理者と、それから利用者のほうにさまざまなアンケートをとらせていただいた結果、ボールを外に出さないということであれば、卓

球等で使っているスクリーン等を使っていただいて、外に出ないように形の対策をとっていただきたいと。そこにネットをかけてしまいますと、どうしてもちょうど床ぴたりまでのネットですと、ネットを通過して、ネットがボールをとめる長さがないと意味がありませんし、逆に長くしてしまうと、そこを歩くときにネットの上に乗ってしまって、踏んでしまうと滑ってしまうのです。それによるけが等も懸念されることから、そこにネットはかけないほうが良いという結論になりまして、今回それについては補正では上げさせていただかなかったという状況になってございます。

以上です。

（芝寄）下に垂れていると踏んで危ないということなのですが、入り口のところに垂れているネットと、では間仕切りのネットの下に垂れている部分のその違いの危険さはどう考えられるのでしょうか。

（スポーツ健康課長）おっしゃるとおり、競技をやっていく中で、間仕切る際に下に垂れている部分も危険ではあります。ですから、ご利用いただく際にはその辺はご注意くださいというところでお願いをしているはずだと思います。逆に、コスモスアリーナは4分割できるようなネットをかけておりますが、総合体育館については利用者からの要望で、当初真ん中を仕切るネットを設置してありましたが、危険性を理由に撤去しておりますので、総合体育館のほうではネットは一切、仕切るネットは外してあるような状況でございます。

（芝寄）では、コスモスアリーナに関しては入り口は今後考えられないということによろしいのでしょうか。確かに卓球の置く、間仕切りでも転がったボールは用が足りるのですが、やはり上を越えてしまう、卓球はそれでいいのかもしれないのですが、やはり雨の中とりに行って、靴も拭いてまた上がらないとならない、いろいろやっぱり利用者が不便なので、金額的には私はそんなにかからないと思うのです。なぜ今回それ一緒に考えていてつけていただけない、まだ私理解できないのですけれども。

（スポーツ健康課長）先ほども申し上げましたとおり、予算の部分で高

いからつけないということではなくて、安全性等を考えた上で、そこに付けることは妥当ではないという判断の中で計上しなかったということでございますので、基本的にはメインアリーナの使用方法としては、サイドにある非常口の扉というのは閉めて使っていただくのが基本という形になります。確かに夏場暑いので、そこをある程度あけてお使いになっている利用者の方もいらっしゃるのですけれども、基本的には非常口としての扉でございますので、そこは閉めて使っていただくというような形をお願いしたいというふうに考えております。

以上です。

（芝寄）確かにそういう規定で書いて、それを借りているのかと思うのですけれども、あの中真夏、やはり閉め切って運動するということ、それを推進するというか、やっぱりちょっとそれ無理があるのではないかなと。やっぱり使う利用者からすれば、あけて風通したいではないですか、どうせ同じ運動する。真夏にあの中で閉め切ってやりなさいという、それはちょっと……危険だから、ではネット張れば、それで済んでしまうことであるので、ちょっと考え方が違うのではないかと思いますけれども、そここのところもう一回お願いします。

（スポーツ健康課長）別に全部仕切って密閉してということではなくて、上にも窓がございますので、そちらのほうをあけていただいとこと、下をあけた場合にはつい立てがありますので、それをご活用いただくということ、ネットをやっぱり下垂らしていると、子どもさんとかが走ったときに、滑って転んでというのは子どもさんの場合結構あるのです。そういったところから指定管理者、決してお金がかかるからつけないということではないので、けがの状況等を考えさせていただいた中で、現段階ではそこにはネットはかけないほうがいだろうというような判断をさせていただいたということでございますので、ご理解をいただければと思います。

以上です。

（芝寄）話が平行線になると思いますので。そのまま利用者には私は伝えます。あとは窓口、課のほうに行ってご相談に上がります。

以上です。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(何事か声あり)

(委員長) 休憩しますけれども、あるのですね。

(何事か声あり)

(委員長) では、暫時休憩いたします。

(休憩 午前 11時54分)

◇

(開議 午後零時58分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(潮田) 7ページの債務負担行為の補正のところでお聞きしたいと思えます。

外国語助手が、外国語指導助手配置業務委託の件ですけれども、これにつきましてはプロポーザルでやっているものだとは思うのですけれども、実際何社ぐらいからのプロポーザルで選定をやるのか。前にも同じような質問したことがあったかと思うのですけれども、この金額というのが妥当な金額なのか、ほかの市町村とかでやっているALTの助手の平均とかということ少し比べたりとかということをされたことがあるのでしょうか。

(学校支援課長) 最初に、何社かというご質問でございますが、平成28年度、今年度に向けてのプロポーザルにつきましては6社でございます。それと、他市との比較でございますが、申しわけございません、現段階ではちょっと資料がございませんで、私のほうで他市との比較を今はしていない状況でございます。

(潮田) これに関してはいろいろな形があるようなのです。既にもう国内に住んでいる方へやるところとか、または委託といってもいろんなパターンがあるようで、今のこのやり方が妥当かどうかというのが、単純にお金が少なければいいかという問題ではないのですけれども、英語教育にどれだけの予算をかけ、それを効率的なものというのを考えるに当たって、少しほかとの比較をしてみただくのも、ほかの市町村のや

り方というのを見ていただくのもいいかなと思ひまして、確認をさせていただきます。

同じくこのページの中学生海外派遣委託業務、これは業者はプロポーザルなのでしょうか。

(学校支援課長) こちらにつきましてもプロポーザルでございます。

(潮田) これにつきましても、単純に人数で割ると、1人のお子さんに対しての補助金額というのが結構な金額になるかと思うのですけれども、これも何社でプロポーザルをしていて、どういった基準で決めているのか。要はなぜこれを聞くかという、この事業すごくいいと思うのですけれども、実際には各学校2名か、多いところで3名になるのでしょうか。あと、やはりどうしても代表になってしまって、そこに漏れてしまうお子さんの親御さんからのいろんなせつない思いをお聞きすることが大変に多うございまして、これはすごくいい事業なのだけれども、実際にはこれに受かる子というのはどちらかという塾とかもいろいろ行っていて、経済的に決して困っている家庭ではなくてというような声もお聞きいたします。だから、あえて言えば、自分で行こうと思えば行けるぐらいの方とかでも、その方に20万、30万補助金を市が出す。だけれども、もっともっと本当は勉強したいけれども、なかなかというお子さんもいるという現状があって、このプロポーザルの基準というのをどんなふうに行っているのか、確認です。

(学校支援課長) 同じく28年度に向けてのプロポーザルでございますが、海外派遣につきましては4社でございます。

もう一点のご質問につきましては……

(どういった基準での声あり)

(学校支援課長) 基準でございますね、失礼いたしました。プロポーザルで会社を選定するときの評価項目でございますが、実績、危機管理、技術力、習熟度、実施体制、価格、この5項目から評価基準を設けております。

以上でございます。

(潮田) これについては、中学生海外派遣業務って、県内幾つかの市町

村を調べましたところ、必ずしもやっているわけではない、いろんな市町村によっていろんなやり方がある。国についても、オーストラリアは比較的、先ほども話がありましたが、安全だということもあって多いようですけれども、これが16年度からスタートして13年目、今後方向性というのは変えていかない、このままずっと金額でいうと、1人当たりのお子さんについての金額だとか、または対象の人数だとか、または対象の国だとかというのを考え直していくとかいうような方向はあるのでしょうか。

（学校支援課長）例えば近隣では、東南アジアなどの国々に派遣している市町もあるようです。渡航時間が短くなったりですとか、生徒の健康面で負担を減らすことができますとか、経費の問題とか、そういったことも考えられますが、現段階、ボーカムヒルズ高校のように現地校での語学研修、あるいはホームステイなどの受け入れ態勢が現在派遣しているボーカムヒルズの場合は確立をしております。今後派遣する生徒の資格要件ですとか、他の国々に派遣することなどにつきましては、他市の、あるいは市町の状況などについては調査研究をしてみたいというふうに考えております。

以上でございます。

（潮田）わかりました。

続きまして、13ページ、歳出もありますけれども、歳入のほうで見ます。臨時福祉給付金の件です。この臨時福祉給付金、26年度、27年度をやってまいりました。それぞれの申請、対象となるところからの申請がどのくらい出ているのか。

（福祉こども部参事兼福祉課長）前年の27年度の申請率が64.3%、28年度の前半の高齢者向け給付金、こちらが92.3%、それと28年度の当初の臨時福祉給付金ですが、こちらについては61.8%……失礼しました。最新のがありまして、28年11月15日現在で、臨時福祉給付金が81.8%です。それと、28年度の障害遺族基礎年金向けの年金、こちらについてが、こちら28年度の臨時福祉給付金と同一の申請書になっておりますので、分母が1万2,232ということで同一なものですから、3.3%という状況にな

っています。

(潮田) そうすると、この臨時福祉給付金、申請をしなかった方たちに、これ今パーセントだと人数がわからないのですけれども、それが実質の人数でいうと大体何人ぐらいだったのか。今回はまた2年分ですから、1万5,000円で金額が多くなっていますよね。そこの部分のをもう少し周知、何か新たな周知の方法とかというのは考えているものはあるのでしょうか。

(福祉子ども部参事兼福祉課長) 今年度の給付金につきましては、一度申請の期間の締め切りの2カ月ぐらい前になって、まだ申請来られない方についてはもう一度申請書をお送りをしてしております。同一のパンフレット等申請書のほうをお送りしまして、申請を促すようなことを実施しております。あとはまた、広報等の周知ということを実施しております。以上です。

(潮田) これと関連して、今オレオレ詐欺関係の電話が市町村の職員をかたって電話がかかってくるというようなのも出ておりますけれども、鴻巣市においてはこれに関連してのオレオレ詐欺の何か報告とかというのはこちらには来てはいないですか。

(福祉子ども部参事兼福祉課長) こちらについて、給付金に関して実際に被害に遭ったとかという話はこちらには届いておりません。以上です。

(潮田) わかりました。

続きまして、保育所改修等の小規模保育事業所の件ですけれども、歳出のほうだと21ページになるのですでしたか。既に今年度のうちに、9月から始まっているきずなっこさんとか、もう既に始まっているところとかはもうお金がすぐに欲しいかと思うのですけれども、今回はこれで議決した後、補正予算で実際にこの事業所にはいつぐらいにお金が行くものになるのでしょうか。

(保育課長) 実は、国のほうの手続のほうが大分おくれておりまして、まだ国への申請についても書類がこちらに届いていない状況ではございます。ですので、はっきりいつということは申し上げられないような状

況ではございます。

以上です。

(潮田) それでも1月と4月のスタートというのは、今回12月4日が締め切りでしたか。始まるのが12月4日、保育所の申請の。

(何事か声あり)

(潮田) 始まっていますよね。12月4日が締め切り……

(何事か声あり)

(潮田) 12日が締め切り。申請をした方というのは、今の時点ではこの事業所がまだお金もおりていないし、建つ予定ではあったとしても、スタートする予定ではあったとしても、お金もおりていない状態の中で、実際この申し込みをした方が入所というのは可能になるのでしょうか。

(保育課長) 私どものほうでは、9月にオープンしたきずなっこさんについてはもう既に受けておりまして、次の1月オープンのところにつきましてはもうほとんど改修のほうも終わっておりますので、予定で1月から入室も……

(何事か声あり)

(保育課長) 大丈夫だと思いますし、それから来年度の4月1日開設予定のところにつきましても、1月のものを含めまして、予定でご案内のほうはしております。ですので、5つまで希望が書ける中に書いてくる方がいらっしゃるかもしれないと思っております。

以上です。

(潮田) そうすると、今回4つで1つのところの定員が19人ですから、72人の方が入所できる、計算上そのように、マックスではそのようになるかと思いますが、このことによって今まで保留児童というか、希望していたけれども入ることができなかつたお子さんたちというのは、全部クリアすることができるのでしょうか。その状況。

(保育課長) 4つの事業所なのですけれども、3つの事業所は小規模保育の定員のマックスの19人定員で計画をしておりますが、1つの保育所につきましては12人定員で今のところ考えているという、4月1日開設のところからそのように、まだ予定ということですが、伺っております。

て、4つの事業所で69人の定員が確保されるというような状況になります。

それから、これで全部来年度の入所児童、保留児童等の対応ができるのかというようなご質問だったかと思いますが、4月の入所希望というのは今とっているところなのですけれども、昨年度のゼロ、1、2歳児の入所状況を見ますと、平成27年度は575人だったものが、平成28年度692人ということで、117人増加しているような状況もございまして、これからの申し込み状況にもよるのですけれども、これだけで全てカバーできるかということになりますと、難しい面もあるかなと思いますが、こちらで69人ふえたこと、また今までの小規模保育で確保できた部分ですとか、そういうところを見ますと、例えば、ちょっと待ってください……今までにどのように定員をふやしてきたかになりますと、平成27年度には既存の保育所で定員増員してくださったところもあるのですけれども、69人定員をふやしております。また、平成28年度は、これから1月に開所するところを含めまして、193人の定員増になります。また、平成29年度は、予定ですが、114人の定員増ということで、これはゼロ歳から5歳まで含めてになりますと、そのようなことであらゆる手だてをとりまして、小規模だけではなく、いろいろな定員増といたしまして対応しております。

（潮田）大変基本的なことをお聞きするのですけれども、この保育所というのは、鴻巣市内に在住の方でなくても小規模保育事業所は入所することができるのでしょうか。

（保育課長）ほかの私立の保育所でも、公立でも、管外委託というのをやっておりますと、小規模保育につきましても同じような扱いとなります。

以上です。

（潮田）そうすると、鴻巣市内での待機児童、保留児童の数字よりも、もしかするとほかの市町村から、北鴻巣にできたところなんかは、吉見のほうから電車に乗って通勤する方にとっては非常に便利であるということで、ほかの市町村からも、せつかくというか、鴻巣市で確保した定

員であったとしても、ほかの市町村からの利用というのものもあるかと思うのですが、現状では市内で鴻巣市外からの方が入って入所している数字というのはいどのくらいになるのでしょうか。

(保育課長) 12月1日時点で59人です。受託児童は46人です。

(何事か声あり)

(保育課長) 59人を市で預かりまして、46人を市外で預かっているという状況……

(何事か声あり)

(委員長) 暫時休憩します。

(休憩 午後1時16分)

◇

(開議 午後1時17分)

(委員長) 再開をします。

(潮田) わかりました。これについてはゼロ、1、2歳ということでありました。そうすると、今この子たちが3年たてば、もっと別な園に行くようになるわけですがけれども、そちらのほうの定員というのは鴻巣市では枠が大丈夫なのでしょうか。

(保育課長) 小規模保育を開設するときに必ず連携保育所というのを設けることになっておりまして、3歳になったときの受け入れ先というのは今現在の受け入れ人数を見まして、可能なところが連携先となっております。受け入れできることになっております。

以上です。

(潮田) 子ども・子育て支援事業計画がありますけれども、その支援事業計画の中には既にこの小規模事業所がこれだけ開設するという、9月に1つあるから、3園のほかに申請等は、または内々でも話とかというのが来ている園というものはあるのでしょうか。

(保育課長) 鴻巣市子ども・子育て支援事業計画の確保方策というところの4行目からになります。認定こども園への移行による定員増に加え、施設の利用状況や市内での広域利用状況を踏まえ、小規模保育施設の整備ということで、ここで小規模保育を整備することが既にうたわれ

ておりました、どのぐらい必要かということは、今現在の入所の人数ですとか、そういうことを勘案して、今年度の開設はこのぐらいが適当であろうというようなことを決めております。

それから、来年度の増員につきましては、小規模保育だけではなくて、認定こども園さんが開園を1園いたします。これは、大芦幼稚園さんになりますが、こちらが開園するということと、それから既に今年度認定こども園として開園しましためぐみの木とゆめのはなというところで定員増を図る予定となっております。それを含めて定員がふえるということになります。

以上です。

(潮田) わかりました。

済みません、1点、また7ページに一回戻りまして、さっき聞き忘れてしまった、済みません。高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定業務のところ、先ほど今年度でしょうか、アンケートを行うというのがありました。文教福祉常任委員会で10月に行きました視察で大牟田市の視察に行ったときに、何がよかったかといったらアンケートを丁寧にとったことが非常に有効であったという担当者の説明がありました。また、和光市の地域包括ケアシステムについても、何がよかったかといったら、アンケートを丁寧に、抽出ではなくて面的に全部行ったというのが計画を立てるに当たって非常に有効であったというふうに聞いております。このアンケートというのはどのぐらいを対象に、どういったものを、これも委託になるのだと思うのですけれども、どのぐらいのことを想定しているのか確認します。

(健康づくり部参事兼長寿いきがい課長) アンケートの内容についてご質問だと思います。

日常生活圏域のニーズ調査ということで、第6期のときもやらせていただいております。その中で、今回は介護予防、日常生活圏域ニーズ調査、それから在宅介護実態調査という形で2つの種類に分けてアンケート調査をさせていただこうかということで考えております。

最初の介護予防、日常生活圏域ニーズ調査につきましては、要介護1か

ら5以外の方、健康な方から要支援の方までということで、新しい総合事業に関する進捗状況ですとか、その確認も含めた調査になっているということでございます。

それから、在宅介護実態調査につきましては、要介護1から5の方を対象とさせていただきます、こちらについては認定の情報と連携をとって、認定……要介護の重度の方は実際どういうサービスを使って在宅で暮らしているのだとか、その辺の分析をできるようなツールにしたいというところで今進めておりまして、標本件数につきましては、介護予防、日常生活圏域ニーズ調査につきましては1,500名を予定しております。それから、在宅介護実態調査につきましては、こちらは1,000件、1,000名を予定しております。どちらも今のところ郵送で実施をするという形をとろうかと考えております。

以上でございます。

（潮田）今それぞれ1,500名と1,000名というのがありました。これは全体、それぞれの対象の全体の何割になるのでしょうか。

（健康づくり部参事兼長寿いきがい課長）65歳以上の方ということで考えますと、1万3,000程度いらっしゃるかと思います。そのうちの要介護1から5の方を除いた件数ですので、大体要介護1から5の方が3,000ちょっとぐらいだと思いますので、1万件ぐらいの中の1,500というようなイメージかと思います。

それから、在宅介護実態調査のほうにつきましては、要介護1から5の方ですので、3,000名のうちの1,000名というような形になるかと思います。

以上でございます。

（潮田）このアンケートが非常に今後大事だと思いますので、丁寧に見ていただければと思います。

続きまして、20ページの身体障害者更生医療給付事業のところ、これは医療扶助が1,900万というふうになっておりますけれども、この内容、人工透析の方が多いのかなとは思っておりますけれども、大まかな分類で結構ですので、こういった内容になっているのか。

(福祉こども部参事兼福祉課長) 今回の更生医療給付費事業につきまして補正をした理由でございますけれども、主に対象疾病別に見ますと、人工透析にかかる給付額、こちらが大体1,900万円ぐらいふえるということで、対象者数については3名の増加というのが主な要因でございます。以上です。

(潮田) わかりました。

あとは、21ページの中央放課後児童クラブ管理運営事業、これは中央放課後児童クラブですけれども、今後こういった市内にあります放課後児童クラブでどんどん、どんどんいろんな修繕必要になってくると思うのですけれども、そういった点検等を行っているのでしょうか。あらかじめ現時点でどこが危ないとかというような点検、総点検みたいなことは行っているのでしょうか。

(保育課長) 点検というようなことはやっていないのですが、毎年清掃はやっておりまして、どこも古い状態なので、どこが壊れてもおかしくないような状態ではあるとは思いますが。ふぐあいが出るたびにこのように対処しているというのが現状でございます。

(潮田) できればそういったことが計画的にある程度わかるようにしていくのも必要かなというふうに思っております。

最後に1点、23ページの保健衛生総務費庶務事業で、電算処理業務委託、これマイナンバーの関係というふうに聞いておりましたけれども、どのように変わるのか、このマイナンバーに関連してどういうふうによくなっていくのか、この内容をもう少し詳細お願いをしたいと思います。

(健康づくり課長) 平成29年4月から全国で情報連携が始まります。現行この私どもの健康づくり課で端末を使っている中で、情報連携をするものというのは予防接種の実施状況ですとか、養育医療に関するもの、あと妊娠届のもの、この3点でございます。これについて、予防接種につきましては、例えば予防接種の履歴です。まだ細かく何月何日時点という、過去例えば10年を追うとか、そういうことではないようですので、いつか基準日がありまして、そこの基準日から予防接種の情報を他市町での連携をして、例えばある子がほかの市町村に転出しまして、その転

出先で予防接種の履歴が必要だった場合、マイナンバーを使って予防接種の履歴を把握するというような状況になるかと思えます。

（潮田）いわゆる母子手帳が電子化されるというような表現をマスコミとかでは、電子化されるというか、電子的母子手帳というような表現をしていたかと思うのですけれども、これは全国のどこの市町村で受けた予防接種等も全部わかるというシステムになっていくのでしょうか。

（健康づくり課長）全国のどこの市町村においても同じ状況になるかと思えます。

（潮田）それは、これを行うことによって利用者本人がわかるのではなくて、医療機関であったりとかがわかるということですか。どこ、本人が。本人にとってのメリットというのですか。本人がどこかへ引っ越したときにすぐわかる、本人がわかるのか、それとも行政の窓口がわかるのか、病院がわかるのか、どういうものなのでしょうか。

（健康づくり課長）行政の窓口がわかるような状況になるかと思えます。例えばあるお子さんが生まれ育ったところから別のところに転出しました。例えば学校に入るときに予防接種の履歴が必要であるという場合、当然母子手帳を持っていればそこに記載されているわけですがけれども、例えば母子手帳を紛失しているとか、再発行はできるのですけれども、そういう場合、今現時点で住んでいらっしゃる市町村でマイナンバーを活用して、その行政、例えば保健センターであれば保健センターで照会をかけて履歴がわかるという、そこでお知らせするというような状況になるかと思えます。

（潮田）概要わかりました。そうなると、実際マイナンバーの申請とか、マイナンバー取得している人もそんなに全部ではないという中で、今後利用者側の市民の方が母子手帳を受けるときというのは当然まだ生まれていませんから、そのときにはマイナンバーはわかりませんよね。乳幼児健診のときにはわかる方もいると思うのですけれども、そういったときにマイナンバーを提出するというか、記録していくという形になっていくのでしょうか。もう29年度からすぐに利用者側のほうがマイナンバーを保健のほうの窓口のほうにお知らせするような形をとっていくと

いうことになるのでしょうか。

（健康づくり課長）端末自体は住基と連携していますので、住民記録の中でマイナンバーが入っていれば、それを引っ張ってくることができますので、例えばお子さんのお名前だとか、本人自体がマイナンバーわかっているといいのですけれども、ある程度照会等はほかの手段でかけられると思います。

（潮田）このことで、これがスタートすることによって、新たなゼロ歳から、いわゆる母子保健の対象のお子さんがある親御さんが何か新たなリアクションを起こすという必要はないということによろしいでしょうか。

（健康づくり課長）はい、そのとおりでございます。

（竹田）20ページから質問をしていきます。先ほどの臨時福祉給付金支給事業の中で、1人頭約1万5,000円の1万5,000人分と。2億2,500万円を支給するに当たって約3,000万円の経費がかかるのですよね。だから、本当に経費がかかる割に、さっきも言った受給率もそんなに高くなければ、消費税上げなければいいのにと私は思いながらちょっとご説明を聞いていたのですが、その中で今回臨時職員を雇用したりとか、時間外勤務をもう最初に想定していますよね。112万5,000円、これは、この中身はどういうことなのでしょうか。

（福祉子ども部参事兼福祉課長）こちらの時間外勤務手当につきましては、この臨時福祉給付金に従事する市の正職員の時間外勤務手当でございます。

以上です。

（竹田）わかりました。時間外の勤務をしない限り、しなくてはならないほど大変なということよね、もう最初から。結果として時間外勤務をするわけではなくて、もう最初から予想される作業をしなければならないということでは、非常に福祉課の職員の皆さんも大変だなというのをこの中からは私は読み取るのですが、それでよろしいのですか。

（福祉子ども部参事兼福祉課長）これまで何度かやっぱり臨時福祉給付金支給しておりますので、そういった実績の中から、正職員のほうはど

うしても残業に一時的に集中する時期がございますので…

（竹田）毎年毎年時間外勤務をせざるを得ないような臨時福祉給付金だということですよね。いいです。というふうに私は受けとめて、続いて臨時職員も、だからそのために雇用するということと、コールセンター設置業務委託料200万円ということは、あえて臨時福祉給付金を差上げる方というか、受給資格のある人にお電話をするということではなくて、これはどういうこと。

（福祉こども部参事兼福祉課長）こちらコールセンターの設置業務委託料につきましては、申請書を発送した後に、市民の方から数多くの問い合わせが集中しますので、そのときに臨時職員あるいは正職員だけではやはり対応できませんので、コールセンターのほうに委託して、その対応をお願いしているという業務でございます。

以上です。

（竹田）わかりました。ということは、ふだんの業務以外に臨時福祉給付金をやったら、確かにこれはどういうことだと非常に私も相談を受けたのですけれども、自分が確実に受けれるかどうかもわからないというのもあるのです。該当するであろうという方に差し上げるわけだから、これを書類を書くって価値があるかどうかというところからその人は考えていたのですけれども、そういうことも含めれば、コールセンターで受けざるを得ないような業務内容になるということですね。ごめん、私が聞き方悪かった。だから、コールセンターに来るということは、大変殺到すると、だから市役所の職員だけでは賄い切れませんということの解釈でいいですね。

（福祉こども部参事兼福祉課長）一遍にこちら申請書のほうを対象者にお送りいたしますので、そういった集中、どうしても発送後の問い合わせが集中すると。また、窓口等にもいらっしゃって、その対応にもやっぱり迫られますので、電話と窓口と、双方両方対応しますと、どうしても人的に足りないということがありますので、電話のみ業者に委託するというような対応になっています。

（竹田）わかりました。

基本的には事務を行うために、給付金のほかに事務費としても一定の補助金が国から来るわけですよ。ということは、こんなにお金かけるのだったら、時間外勤務を正職員がやるわけでしょう。ということは、私消費税を上げなければいいのになと思うのですけれども、担当課としてはどう思いますかと、答えにくいだろうから聞きません。

続いて、21ページの民間保育所の設置で、先ほど潮田委員が質問をして、4カ所を整備して、69人の増になると。今の申し込みが始まっていますけれども、保留児童と言われる部分ではどうですか、難しい面があるとお答えになりましたよね。難しい面。確かに4月1日ではゼロだったとしても、保育所の入所希望というのはその都度その都度ふえてくるわけだから、そういう点では先ほど認定保育所の部分もお話しされましたけれども、思い切って市で、市の、公立で、この足りない部分をふやす、増員を民間にお願いしているでしょう、民間に。だから、先ほど認定保育所でしょう、それから小規模でしょう、民間の保育所でふやして頑張っているのだけれども、公的責任としての公立保育所の面積をふやして、受け入れをもっとふやすと、そういう考えというのは持てるのでしょうか、部長さん。

(福祉こども部長) 現状といたしまして、保育課長のほうが難しいとお話をさせていただいたのは、実際に来年の4月に何人ぐらいのご希望があるかという確定値が出るのがまだ現段階では決まっておきませんので、それに対して後追いでまた施策を展開しなければならないことも含めまして、4月に大丈夫ですかと言われると、もしかすると難しいかもしれませぬというお返事をさせていただいたのかと思います。

もう一点、公立保育所のほうを何らかの形で増設してどうにか対応できないかというお話もありました。ただ、すぐに増設できるものではないので、毎年毎年、これ実は追いかけっこをしている状態で、保育課は今大変な思いをしているのだと私も思います。ただ、吹上の地域の保育所のほうも今着実に少しずつ進めていますし、民間のほうの小規模も、今までは実は家庭保育室として活動いただいていた方たちのみだったのですけれども、新しい方たちも入ってくる中で、保育課は業者さんを今後

も指導をしながら進めていくということもあります。法律の責任においてというお話については、実は昨年もことしも最終的に足りない部分については公立の面積的な要件を加味した上で、公立も実は目いっぱい、今ゼロ、1、2を入れているような状況もございます。ですから、決して公立として責任を負っていないのではなくて、民間に任せっきりにしているわけでもなくて、できる限りの対策を今とりながら、追いかけてこ、入所希望なさる方と、それこそ待機を出さないようにするためにはどうしたらいいのかというのを工夫しながら考えている状況でございます。

（竹田）わかりました。いわゆる待機というか、保留だよな。鴻巣市の場合は保留という。でも、保留に対する概念も今度から変えるよと厚生労働省も言い始めていますけれども、私は思い切って女性の社会進出をしている国のほうが出生率が高いという現実を私はシベアに見て、これは総合振興計画の中にも出てくるというふうに思うし、先ほどのひなちゃんの子育て応援というふうに考えて発展させたときに、やっぱり女性の社会進出をどう支えるかという規模をやったときに、思い切って、やっぱりイタチごっこみたいなことをしないでパイを大きくする。そうすると、若い人たちが安心して鴻巣に来れるわけだから、出産したときに受け入れてくれる保育所があるわというふうになったら、若い人たちも呼び込めるわけでしょう。だから、そういう点ではもっと先駆的、もっと戦略的に見て、思い切ってやっぱり保育所をつくっておくと。いつでも皆さんどうぞというほうが、保活をしなくてもいいわけだから。保活をやめさせるような保育行政に私は切りかえたほうが良いと思うので、あえてこの質問をさせていただきます。

（福祉こども部長）でき得る限りの努力を重ね、先々を読みながら、福祉こども部としては保育行政に当たってまいりたいと思います。

（竹田）では、保活をしなくて済むような鴻巣になることを願いつつ、次の質問をいたします。

先ほどの23ページで、電算処理委託料で、いわゆるマイナンバーに伴って、これは健診と言ったので、私は特定健診も含まれるのかなというふ

うに思ったけれども、今回のはいわゆる予防接種のみですよ。予防接種のみでの記録を入れるということでもいいですか。

（健康づくり課長）今回の情報連携は3種類ありまして、1つが予防接種の実施状況、2つ目は養育医療に関する費用の支給に関すること、もう一つは妊娠届の妊娠の状況。妊娠して届けるときに母子手帳、あれを渡しますけれども、そのときの情報、その3点が情報連携の内容になります。

（竹田）今回マイナンバーとの連携になっていくのですけれども、これまで例えば母子手帳をなくしてしまって他市から移動をしてきて、済みません、この子ちょっと忘れてしまいましたけれども、どうでしょうかということの不都合というのは窓口であったのでしょうか。

（健康づくり課長）当然に母子手帳をなくされた方というのは過去にもありまして、その場合はもちろん自分の住んでいるところであれば再発行とか、履歴見れますからわかりますけれども、ほかの市町村の場合は公文書でやりとりをして、そこで照会をかけ、文書でやっていたというところで、ちょっと時間はかかりますけれども、その中でこちらが把握している履歴を市町村に回答するというような形で取り扱ってました。

（竹田）ということは、今回マイナンバー含めて電算委託料が258万2,000円なのですけれども、いわゆる電算処理のために全国的にマイナンバーでつなぐということだと思っただけけれども、お母さんにとれば、マイナンバーをお子さん3人いれば、自分の分のマイナンバー、お子さん3人分のマイナンバーを管理しなくてはいけないのよね。子どもは、自分のマイナンバーなんて管理できる能力あるわけではないから。そうでなくたってマイナンバーちょっとどこにしまったかなんていう人たちも多い中で、マイナンバーをなくさないように大切に保管してくださいと書いてあるのね。保管しなくてはならないマイナンバーを持ちながら申請して、マイナンバーでつなぐというのは、私はむしろ一層危険性が高まるのではないかなというふうにちょっと思っているのですけれども、それは窓口には持っていかなくても大丈夫なのね、マイナンバーの。

(健康づくり課長) マイナンバーがあれば、一番照会しやすいと思いますが、おっしゃるとおりにマイナンバーがわからないという場合においてはほかの手段、ちょっと具体的に今すぐどうというのは申し上げられないですけれども、例えば身分証明書なり、住民票なり、そういうところで確認はできる。住民票とれば、当然マイナンバーついてますけれども、ほかの手段での確認ということになるかと思えますけれども。

(竹田) いわゆる予防接種をしたかどうかとか、いろいろな情報データを入力する人はどなたですか。

(健康づくり課長) これ今も、これから始まることではなくて、もう常に健康管理システムというシステムの中に管理している情報です。この管理している情報を国の中間サーバーというところに送り出す、その手段のための改修費用を委託料という形になります。日ごろの健康管理システムに入力しているのはもちろん職員が日々……

(何事か声あり)

(竹田) 職員が、例えば竹田悦子という子どもがいて、この子が……

(何事か声あり)

(委員長) 暫時休憩します。

(休憩 午後 1 時 4 5 分)



(開議 午後 1 時 4 6 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を再開します。

(竹田) 入力をするに当たって職員の皆さんが、この人は何月何日生まれて、健康診断なんて4カ月健診受けたとか、1カ月半健診受けたとか、何月何日に三種混合受けたとか、いろいろなものを全部入力してくださっているのですよね。ということは、すごい事務量ですよね。本来私は、そういう時間があったら、出かけていくなり、お子さんと向き合うなり、いろんなどころに向き合う時間のほうが大事にとっていただきたいなというふうに思うのです。そういう点では、保健師さんもこの間ふやしてはいますけれども、実際の事務量というのは今回のマイナンバーの連携

によってどのくらいというか、ふえているのかということや、それから時間外がふえているかというのは管理をしておられる。管理というか、職員の時間外管理もしている、課長さんは捉えていますか。

（健康づくり課長）もちろん保健師は日ごろ子どもとか、成人についてもそうですけれども、いろんなケースに非常に対応をよくしております。今回この制度が始まることによって、新たに業務が発生している。今の段階では発生していることはありません。もう常にやっていることですので、逆にこの健康管理システムで登録して管理していることで、窓口で自分の予防接種履歴、特に最近が高齢者がふえていますので、例えば肺炎球菌などは5年に1度ですが、中には例えば毎年受けてしまう、もしくは、ちょっと言葉悪いですが、ちょっと認知症的な高齢者の方は、去年受けたのに、極端に言うと同じ年に2回受けるとかというケースがあるのですけれども、それは医療機関のミスもありますけれども、その履歴というのはこちらで管理していますから、こちらから医療機関に指導ができるのです。医療機関からそういうやりましたという報告が来ますから。それを入力したときに、この人この間やったばかりですよという、医療事故を防ぐことにも、端末で管理するというのは非常にスピーディーで効率的だというふうに考えています。

（竹田）ということは、個人を特定するときマイナンバーのカードで検索して特定するのですか。ナンバー持ってこない人については、例えばさっきも言った竹田悦子と入力して検索して出すのですか、どちらなのでしょうか。

（健康づくり課長）今私が申し上げた、例えば肺炎球菌の話だとか、予防接種もそうですけれども、いろいろな履歴については、電話とかの問い合わせも受けますので、お名前とか生年月日、住所、そういうことをお聞きした上でお答えをしております。

（竹田）ということは、私たちふだんマイナンバーカードを持ち歩かないですよ。カードをつくられた方はいるかもしれないけれども、そんなに多くないですね。まだ1万人ちょっとに申請して、発行したのは9,000人だよとこの間報告されていましたがけれども、だから市民の1割に

も、赤ちゃんとか持つのは難しいからとしても、基本的にはカードではなくてやっているということによろしいですね。

（健康づくり課長）はい。市内に住んでいる方、市民の方についてはそのような形で対応できます。おっしゃるとおり、他市の連携、この制度自体は今回の補正に上げさせました委託料については、他市との情報連携という部分ですので、そういう部分についてはマイナンバーを活用するということになるかと思えます。

（竹田）続いて、31ページをお願いします。給食費、本会議でも質問が出されて、安全安心な給食を提供できるように今後してまいりたいと学校教育部長さんがお答えになりましたよね、給食の問題については。ほかの皆さんも質問して、今回はボイラーの配管が破裂してしまった部分だということですが、非常に今私の受けとめは綱渡り、いつ、どこかの機械が壊れるかわからない。だから、給食調理中にばあっと破裂したら、その日の給食はどうするのだろうかと思うちょっと心配もあるのですけれども、そういうところでは全体の給食の設備だか施設、備品も含めた総点検というのはされているのですよね。そういう中で、思い切って要望を出したらいかがですか。

というのは、給食なかったら、一日でも給食休みますと言ったら、すごく社会問題になったではないですか。材料が高くなりまして、給食月2回休みますと言ったら、もうとかというふうなことがあるので、もしこれで給食できませんでしたとか言ったら、ちょっと記者さんがやって、鴻巣ではとかになって、そのくらいのお金くらいだったら整備すればよかったねというふうにならないためにも、一度点検して、ぜひ試算してみたいなというふうに思っているのです。やっぱり子どもたちのおいしい給食いただけるというのは大事なので、そういう思い切った試算を全部してみたいだけなのかどうか。これは、給食担当者ももちろんそうですけれども、どうでしょうか、全体として。

（中学校給食センター所長）今現在修繕費が小学校19校分の給食室の修繕費を300万、それと施設備品を1,000万、中学校も同様の金額でということセンター費のほうに予算いただいているところの中で、そのほか

に消耗品を充てて、例えばどうしても少ないですので、消耗品を買って、給食の委託の業者さんが清掃点検をしていただいている中で、それで修繕をしていただくとか、あるいは高圧洗浄をかけている製造の会社のところにあわせて、高いところにある備品についてはチェックをしていただくとかということをするとともに、厨房の保守点検というのを20万ほど予算いただいておりますので、その中で今回備品台帳をつくらせていただきました。それぞれの備品がいつ入って、どのぐらいの期間修繕がしていなくて、この後修繕が必要だという、緊急性がありますかということをつくっていただいたものがありまして、それを活用していくということで今後の予算化を進めていきたいというふうに思っております。

（竹田）鴻巣は、結構基金が多い自治体なので、私たちもいろいろ調べたら、約97億円も基金があって、財政調整基金が26億円もあるということを含めれば、やっぱり給食というのは待ったなしの事業ですから、ぜひそういう点では思い切って中学校給食の部分については備品の点検もしながら、ぜひ予算要望していただきたいのですが、これは学校総務部長さんの管轄なのでしょうか。学校教育の部長さんの管轄ですよ。済ませません。ぜひ頑張って予算要望していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

（学校教育部長）給食センターの施設については、本会議のほうでも私答弁させていただいたとおりで、大規模修繕も視野に入れて維持管理に努めてまいりたいと考えております。

（竹田）続いて、最後、31ページの田間宮生涯学習センターの件で質問をいたします。先ほどから屋上の防水の問題とか、いろいろ水漏れがして、いろんなところで施設が水漏れというのはやっぱり苦勞が多いのだなというのはわかるのですが、この田間宮生涯学習センターは、先ほど建設年度もそんなに古くないわけですよ。一番最初に私非常に印象深いのは、入り口のつけた屋根のところから翌年度に雨漏りがしていたとかということがあって、施設なのです。そういう点では建物自身の建設の完成度というのが私はどうかななんてちょっと首をかしげたのですが、思い切ってこのところの外壁塗装というのですか、防水

という点では外壁も含めた塗装が必要ではないかというふうに考えますが、どう担当たちとしてはお考えでしょうか。

(生涯学習課長) 市内に8公民館ございますが、当然大規模改修という名のもとに、必要な公民館におきましては大規模改修を行っております。その中でも、今竹田委員が言われましたような外壁の修繕等につきましても公民館につきましては行っておりますが、財政当局と協議をしながら、計画的にこの8公民館の施設につきましての大規模改修、この部分については検討してまいりたいと思います。以上でございます。

(竹田) 今、これは公民館の施設の問題ですが、公共施設管理総合計画検討委員会が開かれていますよね。公共施設の適正化という部分では、この教育委員会が管轄する公共施設というのはいっぱいありますよね。一番その最先端が学校だと思っておりますけれども、その公共施設管理総合計画の中で、今年度中に計画を出せば、解体工事まで費用として見ましようというふうにも言われているのですが、これは事実なのでしょうか。

(教育総務部長) 今のお話初めて伺いました。

(竹田) 私が出た学習会の中では、公共施設管理総合計画の中で、今年度中に、いわゆる国まで申請が上がれば、解体工事まで面倒見ると、だから早目に適正化も含めた計画を進めなさいよということ、これ基本的には財務省の管轄だと思っておりますけれども、言われているのだそうです。だから、私は鴻巣ではそういうふうなことでは公共施設の管理総合計画を今年度中にやってしまおうではないかというふうにちょっと懸念をしたものですから、あえて質問をさせていただきましたけれども、そちら、教育委員会のほうとしては、教育委員会のほうでは初めての、承知していないという解釈でよろしいですね。

(教育総務部長) はい、そのとおりでございます。

(竹田) ということは、先ほど田間宮の生涯学習センターの修繕の問題から始まって、施設がいっぱいありますから、これから大規模改修も含めた修繕とか、いろいろな公共施設のあり方について検討されていくと思うのですが、教育委員会サイドとしてはいつまでに結論を出そうとか

いうふうに、教育委員会だけではないから答えにくいかもしれないけれども、どんなふうに担当課としては考えていらっしゃいますか。

（教育総務部長）今竹田委員さんがおっしゃっているのは、アセットマネジメントの件ですよね。

（竹田）そうそう。

（教育総務部長）そうすると、これ全庁的に取り組んでいる事業でございまして、当然教育委員会、特に教育総務課が所管するものが大変多いというのは認識しておりまして、ただこれはその事業そのものが今企画部のほうでやっておるということですので、必要に応じて書類等を提出しているという段階ですので、このアセットマネジメントの関係についていつごろまでにどうこうというのは、我々としては承知をしていないという状況です。

以上です。

（委員長）以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありますか。

（竹田）総合的には本会議場でやりますけれども、文教福祉常任委員会のところでは、保健衛生の電算処理委託料、マイナンバーとの連携に伴う予算が計上されている点を指摘し、反対といたします。

（委員長）次に、賛成討論はありませんか。

（なし）

（委員長）ほかに反対討論はありませんか。

（なし）

（委員長）これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第98号 平成28年度鴻巣市一般会計補正予算（第4号）のうち本委員会に付託された部分について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手多数）

（委員長）挙手多数であります。

よって、議案第98号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午後2時01分)

◇

(開議 午後2時07分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第99号 平成28年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(竹田) 今回の国保会計の特別会計の補正予算は、基本的には人勧に基づく給与改定と、あと期末勤勉手当の0.1カ月分の増額によるものです。その内訳については、その以降の7ページからいろいろ出ていますが、これはいわゆる正規市の職員の14人分ですよね。かつ、等級の張りつけ見ると、補正前は4号級の人が12人いたのですけれども、これベテラン、一定程度経験した人がふえたからこの金額になったというふうに解釈するのですけれども、年齢も39.2歳から41.1歳ですよね。ということは、一定程度経験のある人がふえたから今回の補正額になったというふうに解釈しますが、それでよろしいのでしょうか。

(国保年金課長) 4月の人事異動に伴いまして、ベテランということではないのですけれども、ある程度の年齢階層によって当然給与の位置づけも違いますので、それに基づいたものというものと、やはり人事院勧告に基づく給与改定部分、そういったものに対応する職員給与だとか、当然異動に伴って扶養になる方、住居を持っている方、そういった方の対応分というのがこちらのほうに調整させていただいております。

以上です。

(竹田) それから、あと6ページのところの時間外勤務手当が250万円計上されています。これは、補正後の見通しだというふうに思いますが、まだこんなにも時間外をしなければ、14人で、14人といっても管理職の

皆さんは時間外手当の対象ではありませんので、時間外手当の対象が何人いるかということをお尋ねをします。

（国保年金課長）こちらに9ページにあります職員14人、29年の11月1日ということになってはいますが、6級の1名、5級の2名以外の部分、11名について超過勤務というのは支給されるということになってはいます。

（竹田）11人で250万円の補正をせざるを得ないほど仕事があるということと、逆に言えばそれが仕事量が多いのですねということのちょっと確認なのですけれども。

（国保年金課長）確かに国保の職員って5時以降残っている職員っています。それぞれここに上げてあるのは国民健康保険の特別会計で支給している職員ということになりますので、それ以外に年金担当の者、後期高齢の担当の者、それぞれいらっしゃいますので、そういった方と連携しながら極力超過勤務しないようにという努力はしておりますが、やはり担当制を引いている部分については一部難しいというのは感じております。今後につきましては、極力時間内というか、超勤を減らすような形では努めたいと思っております。

（竹田）管理職の皆さんも大変だと思うのですけれども、逆に言えば残業しなくてもいい職員配置になっていけば全然問題ないわけで、そういうところでは、それは私どもが後押しすればいいというふうに思います。では、あと実際に国保会計にかかわる業務委託をして、今国保会計にかかわる業務委託で受けて仕事に携わっている方は何人いらっしゃいますか。

（国保年金課長）業務委託という部分では、窓口の業務委託というのを現在いただいています。これは、国保特会で負担する分については何人という形ではなくて、一応2窓口と。年金と後期、それぞれ1窓口ということで、4窓口について業者委託という形はとっております。これに張りついているスタッフについては、こちらのほうでは人数のほうの制約をしていませんので、あくまでも国民健康保険及び年金後期の受付窓口という形で委託させていただいております。

(竹田) ……。

(委員長) どうぞ。

(国保年金課長) 人数的なものについては、委託先のほうでローテーションとか組んでいただいているので、こちらのほうに報告する人数というのは当然把握しているのですけれども、その人数ではなくて、我々のほうとしては窓口の何窓口という形で委託しておりますので、人数で委託しているわけではありませんので、この場でちょっとお答えするのはどうかなというところで、先ほど申し上げたように一応4窓口という表現をさせていただいております。

(竹田) では、ごめんなさい。聞き方が、国保の会計なのに4窓口聞くというのも何なのですかけれども、みんなローテーション組んでやっているわけだから、国保にはみんな誰か来るわけだから、4窓口の来ている人は何人ですか。

(国保年金課長) 今のところ委託先のほうで登録がえ等もありますので、いつ時点のということではちょっとあれですがけれども、私の把握している時点だと8名程度います。

(潮田) すごく基本的なことをお聞きするのですけれども、この国保会計にかかわる職員というのは、その切り方というのは1月1日、いわゆる4月の年度での人事ではなくて、1月1日現在のですとずっとやっていくということになるのですか。こういった補正というのは、毎年この時期にやっている。これは、このたび人事の異動があったということではなくてということになるのでしょうか。

(国保年金課長) 基本的には給与のこちらのほうの例えば9ページとかにありますものは、あくまでも基準日を職員課のほうで1月1日だということ規定はしております。でも、実際には4月に異動というのは主にありますし、国民健康保険の特別会計で職員給与というのを持っているのは鴻巣市は持っているのですけれども、他市町村の例を見ますと、これは一般会計で全部措置をしているというところもあります。必ずしも国保特会でそれに従事する職員を措置するというものではありませんので、これは各自治体のほうの考え方によりますが、鴻巣市はたまたま

職員給与費を特別会計、そのまま繰入金という形をもって特別会計で措置しているということで、こういう体系をとっています。今回については、当然異動の部分と人勸の部分がありましたので、それにあわせて12月の補正という形をとらせていただいております。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 質疑なしと認めます。

質疑を終結し、討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結します。

これより採決いたします。

議案第99号 平成28年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第99号は原案のとおり可決されました。

以上で付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

これをもちまして文教福祉常任委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(閉会 午後2時19分)